

産業保健業務基準（別添・資料編）

～法令・規程・要領・通知等～

令和5年4月1日

独立行政法人労働者健康安全機構
勤労者医療・産業保健部

| | | |
|--|-------|--------|
| ○独立行政法人労働者健康安全機構法（平成 14 年法律第 171 号）（抄） | | - 1 - |
| ○独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書（抄） | | - 2 - |
| ○産業保健活動総合支援事業実施要領（平成 26 年 4 月 1 日要領第 7 号） | | - 3 - |
| ○産業保健調査研究検討委員会設置規程（平成 22 年 8 月 2 日規程第 16 号） | | - 16 - |
| 労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会規程（平成 22 年 8 月 2 日規程第 13 号） | | - 18 - |
| ○様式第 1 号 労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会審査結果答申書 | | - 22 - |
| ○様式第 2 号 労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会迅速審査報告書 | | - 23 - |
| ○様式第 3 号 労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会審査結果答申書（迅速審査） | | - 24 - |
| ○平成 27 年度産業保健総合支援事業の推進について（平成 27 年 3 月 20 日付け労健福発第 345 号） | | - 25 - |
| ○長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する研修の実施について | | - 34 - |
| ○平成 26 年度から実施する産業保健活動総合支援事業への支援について | | - 36 - |
| ○労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抄） | | - 41 - |
| ○労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）（抄） | | - 42 - |
| ○事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施について（平成 28 年 8 月 1 日付け労健安発第 919 号） | | - 44 - |
| ○事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施に当たって留意すべき事項について（平成 28 年 8 月 1 日付け事務連絡） | | - 54 - |
| ○事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業における個別調整支援の実施時期等について（平成 28 年 10 月 28 日付け事務連絡） | | - 59 - |
| ○関係労災病院等に対する事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施に係る協力依頼等について（平成 28 年 10 月 28 日付け事務連絡） | | - 61 - |
| ○関係労災病院宛て（参考） | | - 63 - |
| ○関係労災病院事務局長宛て（参考） | | - 64 - |
| ○労災病院等と産業保健総合支援センターとの連携・協力及び留意事項（参考） | | - 72 - |

○独立行政法人労働者健康安全機構法（平成 14 年法律第 171 号）（抄）

（機構の目的）

第 3 条 独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）は、療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康保持増進に関する適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払い賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第 12 条 機構は、第 3 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 （略）

二 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。

三～七 （略）

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2～3 （略）

○独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書（抄）

（業務の種類）

第4条 機構は、機構法第12条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （1）（略）
- （2）削除
- （3）労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設として、産業保健総合支援センターの設置及び運営
- （4）及び（5）削除
- （6）～（9）（略）

2 （略）

（産業保健総合支援センターの業務）

第30条 産業保健総合支援センターにおいては、事業主に使用される労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する事項に係る業務（以下「産業保健業務」という。）についての知識及び技能に関し、事業主、産業医その他の産業保健業務を行う者に対して次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （1）産業保健業務に関し必要な研修及び同種の研修を実施する団体に対する支援
- （2）産業保健業務に関する情報の収集及び整理並びに調査研究並びにこれらの情報の提供
- （3）産業保健業務に関する相談その他の援助
- （4）産業医の選任義務のない事業場に対する労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助
- （5）産業保健業務に関する広報及び啓発

（産業保健総合支援センターの設置）

第31条 産業保健総合支援センターを設置するに当たっては、特に当該地域における労働者の健康障害の状況、産業保健業務を行う者の数等を考慮しなければならない。

○産業保健活動総合支援事業実施要領（平成26年4月1日要領第7号）

平成26年4月1日要領第7号

改正 平成27年1月5日要領第6号
改正 平成27年4月1日要領第7号
改正 平成28年3月29日要領第2号
改正 平成28年6月27日要領第3号
改正 平成29年3月31日要領第4号
改正 平成29年5月31日要領第11号
改正 平成30年4月24日要領第6号
改正 平成31年1月7日要領第1号
改正 平成31年4月1日要領第7号
改正 令和元年6月27日要領第1号
改正 令和元年10月1日要領第6号
改正 令和2年3月27日要領第4号
改正 令和3年4月1日要領第2号
改正 令和4年3月31日要領第3号
改正 令和4年12月13日要領第17号
改正 令和5年3月23日要領第12号

（趣旨）

第1条 この要領は、産業保健活動総合支援事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日策定）に基づき実施する、本部、産業保健総合支援センター（以下「センター」という。）及びその地域窓口による産業保健活動総合支援事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項について定める。

（目的）

第2条 本事業は、事業者が使用する労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する業務について、事業者及び産業医等の産業保健関係者が行う自主的な産業保健活動を支援することにより労働者の健康の確保に資すること並びに小規模事業場の事業者及び労働者に対する産業保健サービスの提供による労働者の健康確保を図ることを目的とする。

（専門的研修及び事業者等に対する普及啓発事業）

第3条 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者のための専門的研修及び事業者等に対するメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等産業保健対策の普及啓発について、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 産業保健関係者への専門的研修
- (2) メンタルヘルス教育の普及対策
- (3) 治療と仕事の両立支援に係る教育の普及対策
- (4) 事業者、労働者等に対する産業保健啓発セミナー
- (5) 産業保健関係者による事例検討会

(産業保健関係者等に対する相談対応及び小規模事業場等に対する訪問支援)

第4条 地域の産業保健関係者等に対する相談対応及び小規模事業場等に対する訪問支援について、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 産業保健関係者からの専門的相談対応
- (2) 小規模事業場の事業者及び労働者等からの相談対応
 - ア 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
 - イ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
 - ウ 長時間労働者に対する面接指導
 - エ ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
 - オ 前各号に掲げるもののほか産業保健に関する相談
- (3) 産業保健相談員による専門的実地相談
- (4) メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- (5) 治療と仕事の両立支援対策の普及促進のための個別訪問支援
- (6) 治療と仕事の両立に関する労働者等と事業場との個別調整支援
- (7) 個別訪問による産業保健指導

(団体経由産業保健活動推進助成金)

第5条 団体経由産業保健活動推進助成金について、次項に掲げる業務を行うものとする。

- 2 事業主団体、都道府県事業主団体、共同事業主又は労災保険の特別加入団体が、当該団体又は共同事業主の傘下の構成事業主に対して提供する、医師、保健師等（産業保健サービス提供会社も含む。）による産業保健サービスに対して、申請に基づき、そのサービス費用の実費の5分の4を支給する。ただし、1団体当たり、上限1,000,000円を上限とし、年度毎に1回限り助成する。

(産業保健に関する地域の情報の整備及び情報提供)

第6条 地域における産業保健に関する専門機関や各種の相談窓口、専門医療機関等の産業保健に係る機関のリスト、産業保健に関する各種情報などを収集整備し、相談や問い合わせに活用する。

2 産業保健関係者又は本事業の業務に関わる者に対し、最新の産業保健情報を提供するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ホームページの運営
- (2) メールマガジンの配信
- (3) 産業保健に係る情報提供用ツールの作成・利用
- (4) 労働衛生教育等に使用する図書、機器等の閲覧・貸出
- (5) 本事業の効果等に関する調査
- (6) 産業保健関係情報誌の発行

(その他の産業保健活動支援業務)

第7条 前4条に定めるもののほか、その他産業保健活動を支援する業務を行うものとする。

(会議の開催)

第8条 厚生労働省、公益社団法人日本医師会、公益財団法人産業医学振興財団、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が共催し、都道府県医師会、郡市区医師会等の本事業の業務に関わる者を集め、産業保健支援活動の在り方について意見交換を行う産業保健活動推進全国会議を開催する。

- 2 本事業の効率的・効果的な事業の運営、関係機関との連携に資するため、各センターの所長等を集め、センターの取組や本事業の課題に対処する方策等について検討を行う産業保健総合支援全国会議を開催する。
- 3 各センターの副所長等を集め、センターの運営に関する実務的な協議等を行う産業保健総合支援センター実務担当者会議を開催する。
- 4 関係機関等と連携の下に事業を円滑に運営するために、機構本部が労働者団体、経営者団体、産業保健関係機関等の代表者で構成する産業保健関係機関等連絡会議を開催する。

なお、この要領に定めるもののほか、産業保健関係機関等連絡会議に関し必要な事項は別に定める。

- 5 各センターの効率的・効果的な運営のため、都道府県労働局、都道府県医師会等の産業保健関係機関等の代表者で構成する都道府県産業保健総合支援センター運営協議会を設置し、センターの取組と事業実績、事業の効果的な運営、関係事業や医師会等の関係機関との連携等について検討を行う。

なお、この要領に定めるもののほか、都道府県産業保健総合支援センター運営協議会に関し必要な事項は別に定める。

- 6 本事業の運営について都道府県内の全体的な活動を調整するため、各センターの地域窓口の代表者等を集め、センターとその地域窓口の取組及び連携等について検討を行う全体会議を開催する。

- 7 センターの各地域窓口の効率的・効果的な運営のため、労働基準監督署、郡市区医師会等の産業保健関係機関等の代表者で構成し、地域窓口の取組と事業実績、事業の効果的な運営、関係事業や医師会等の関係機関との連携等について検討を行う運営協議会を開催する。

(メンタルヘルス相談機関の情報登録)

第9条 厚生労働省が定めた「相談機関の登録基準」(平成20年6月19日付け基安労発第0619001号「メンタルヘルス対策における事業場外資源との連携の促進について」の別紙1)に基づき、自己適合確認をした相談機関からの登録申請の内容を書類で審査し、適切な申請について登録を行う。さらに、登録した相談機関の情報を産業保健関係者に提供する。

(実施体制)

第10条 センター及びその地域窓口における本事業の実施体制については、組織規程(平成16年規程第1号)第35条及び第36条に定める者のほか、次の各号に掲げる者をセンター所長が委嘱するものとする。

(1) 運営主幹

都道府県内における産業保健活動の支援に係る助言を行い、地域窓口の地域運営主幹との調整を行う。

(2) 産業保健相談員

産業保健関係者からの相談、事業場への実地相談及び地域窓口を通じて依頼のあった相談への対応を行うとともに、産業保健関係者への研修等を担当する。

(3) メンタルヘルス対策促進員

メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援、メンタルヘルス教育を行う。

(4) 両立支援促進員

治療と仕事の両立支援対策の普及促進のための個別訪問支援、仕事と治療の両立に関する労働者等と事業場との個別調整支援、治療と仕事の両立支援に係る教育を行う。

(5) 労働衛生工学専門員

衛生工学衛生管理者、労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)、第1種作業環境測定士など労働衛生工学に関する専門家が小規模事業場に対し個別訪問による産業保健指導を実施する。

(6) 地域窓口代表

地域窓口の担当地域内における産業保健支援活動を統括する。

(7) 地域運営主幹

代表を補佐し、コーディネーターへの助言を行う。また、センターの運営主幹等との調整や他の圏域の運営主幹等との調整を行う。

- (8) コーディネーター
地域窓口における事務、地域窓口の相談及び訪問指導等の対応に関する登録産業医等との連絡調整等を行う。
- (9) 登録産業医
地域窓口で、小規模事業場の事業者や労働者等からの相談対応及び個別訪問による産業保健指導等を行う。
- (10) 登録保健師
地域窓口で、小規模事業場の事業者や労働者等からの相談対応及び個別訪問による産業保健指導等を行う。
- 2 前項各号に掲げる者の任用基準は、別表1に定めるところによる。
- 3 第1項各号に掲げる者の謝金単価、情報誌等の執筆に係る謝金単価及び第1項各号に掲げる者以外の者に対して研修等の講師を依頼した場合の謝金単価は、別表2に定めるところによる。
- 4 第1項各号に掲げる者が次の各号の一に該当するときは、情状に応じてこれを解任することができる。
- (1) 法令及び機構の諸規程に違反したとき。
 - (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (3) 機構の信用を傷つけるような行為があったとき。
 - (4) 機構に損失を及ぼすような行為があったとき。
 - (5) 重要な経歴を偽り、その他不正な手段によって委嘱されたとき。
 - (6) 前号に定めるもののほか、その他解任すべき重大な事由が発生したとき。

(本部の役割)

- 第11条 本部は、本事業の円滑かつ効果的な運営を図るため、センター及びその地域窓口に対する情報提供やセンター間の調整その他必要な支援及び指導を行う。
- 2 本事業の実施に係るメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等に関する専門的助言・指導を行うため、必要に応じ産業保健アドバイザーを理事長が委嘱できるものとする。
- 3 本事業の実施に当たり、登録産業医及び登録保健師への専門的助言・指導を行うため、必要に応じアドバイザー産業医を理事長が委嘱できるものとする。

(関係機関との連携)

- 第12条 センター及びその地域窓口は、本事業の実施に当たって、都道府県労働局、労働基準監督署、都道府県医師会及び郡市区医師会その他の産業保健関係機関との緊密な連携を図り、その理解と協力を求め、円滑かつ効果的な事業の運営に努めるものとする。

(事業計画)

第13条 センター及びその地域窓口は、毎年度、センター及びその地域窓口が実施する事業について各々の運営に関する運営協議会に諮問し、事業計画を策定する。

2 本部は、センター及びその地域窓口の事業実績、事業の内部業績評価の結果を踏まえ、翌年度運営方針等を策定する。

(事業報告)

第14条 センター及びその地域窓口は、四半期ごとに事業の実施結果を取りまとめ、機構本部に報告する。

2 センター及びその地域窓口は、事業の実施結果について、毎年度、各々の運営に関する運営協議会に報告する。

(秘密の保持)

第15条 本事業の業務に関わる者又はこれらの職にあった者は、本事業に関して職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(その他)

第16条 この要領に定める事項のほか、本事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則 抄

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月5日要領第6号)

(施行期日)

第1条 この要領は、平成27年1月5日より施行し、平成27年1月1日から適用する。平成26年12月1日以降に第9条第1項第7号及び第8号に定める登録産業医及び登録保健師が実施した第4条第5号に定める個別訪問による産業保健指導に適応するものとする。

附 則 (平成27年4月1日要領第7号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日要領第2号)

この要領は、平成28年4月1日から施行し、この要領による改正後の産業保健活動総合支援事業実施要領別表2の1(2)の表の注書の規定は、平成27年5月20日から適用する。

附 則 (平成28年6月27日要領第3号)

この要領は、平成 28 年 6 月 27 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日要領第 4 号）
この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 31 日要領第 11 号）
この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 24 日要領第 6 号）
この要領は、平成 30 年 4 月 24 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 7 日要領第 1 号）
この要領は、平成 31 年 1 月 7 日から施行し、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日要領第 7 号）
この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日要領第 1 号）
この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 1 日要領第 6 号）
この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日要領第 4 号）
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日要領第 2 号）
この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日要領第 3 号）
この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 13 日要領第 17 号）
この要領は、令和 4 年 12 月 13 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 23 日要領第 12 号）
この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第10条関係）

専門スタッフ任用基準

| 職種 | 要件等 |
|---------|---|
| 運営主幹 | 産業保健及び都道府県内の産業保健事情に関する知見を有する者であって、都道府県医師会の推薦を受けた者。 |
| 産業保健相談員 | <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>(産業医学)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学又は研究機関において公衆衛生学、衛生学等産業保健に関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員 2 日本産業衛生学会の指導医 3 労働衛生コンサルタントである産業医 4 日本医師会の認定産業医又は日本産業衛生学会の専門医であって産業医として相当の実務経験を有する者 5 その他産業保健に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 <p>(労働衛生工学)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学又は研究機関において労働衛生工学及び作業環境測定に関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員 2 労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）及び第1種作業環境測定士である者であって、労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）及び第1種作業環境測定士として相当の実務経験を有する者 3 その他労働衛生工学及び作業環境測定に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 <p>(労働衛生関係法令)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学又は研究機関において労働衛生関係法令に関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員 2 労働衛生関係法令を専門分野とする弁護士 3 労働衛生関係法令を専門分野とする社会保険労務士であって、社会保険労務士として相当の実務経験を有する者 4 都道府県労働局又は労働基準監督署において労働衛生関係法令の施行事務に相当期間従事した経験を有する者 5 その他労働衛生関係法令に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 <p>(メンタルヘルス)</p> |

| 職種 | 要件等 |
|----|---|
| | <p>1 大学又は研究機関においてメンタルヘルスに関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員</p> <p>2 メンタルヘルスケア研修を修了した産業医であって、産業医としてメンタルヘルスに関し相当の実務経験を有する者</p> <p>3 メンタルヘルスを主として担当する産業医であって、産業医として相当の実務経験を有する者</p> <p>4 その他メンタルヘルスに係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 (カウンセリング)</p> <p>1 大学又は研究機関においてカウンセリングに関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員</p> <p>2 公認心理士又は産業カウンセラーであって、産業カウンセラーとして相当の実務経験を有する者</p> <p>3 心理相談員であって、心理相談員として相当の実務経験を有する者</p> <p>4 その他カウンセリングに係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 (保健指導)</p> <p>1 大学又は研究機関において保健学、看護学等保健指導に関連する分野を専攻する教授、准教授、助教又は主任研究員である医師又は保健師</p> <p>2 労働衛生コンサルタントである産業医、保健師</p> <p>3 産業医として、職場における保健指導に相当の実務経験を有する者</p> <p>4 公益社団法人日本産業衛生学会の産業保健看護専門家制度登録者である保健師で、職場における保健指導に相当の実務経験を有する者</p> <p>5 その他保健指導に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる医師又は保健師 (その他)</p> <p>1 上記の6分野以外の専門分野で委嘱する医師、歯科医師、保健師又は看護師</p> <p>2 その他6分野以外の専門分野に関する有資格者</p> |

| 職種 | 要件等 |
|--------------|--|
| メンタルヘルス対策促進員 | <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産業カウンセラー、保健師、公認心理士、臨床心理士又は社会保険労務士 2 事業場におけるメンタルヘルス対策に係る知識に関して上記1と同等以上の知見を有すると認められる者 |
| 両立支援促進員 | <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保健師、看護師又は社会保険労務士 2 労災病院又は治療就労両立支援センター等において治療と仕事の両立支援を行うコーディネーターとして従事しているMSW（メディカルソーシャルワーカー） 3 その他治療と仕事の両立支援に係る知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 |
| 労働衛生工学専門員 | <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 衛生工学衛生管理者 2 労働衛生コンサルタント（労働衛生工学） 3 第1種作業環境測定士 4 その他労働衛生工学に関する知識及び経験が前各号と同等以上と認められる者 |
| 地域窓口代表 | <p>郡市区医師会を代表する者であって、当該医師会の推薦を受けた者。</p> |
| 地域運営主幹 | <p>産業保健及び地域の産業保健事情に関する知見を有する者であって、郡市区医師会の推薦を受けた者。</p> |
| コーディネーター | <p>郡市区医師会、都道府県労働局、労働基準監督署、各事業者団体及び労働衛生機関等関係機関との連絡・調整が図れる者であって、郡市区医師会の推薦を受けた者。</p> |
| 登録産業医 | <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 労働安全衛生法第13条の2の要件を備えた医師 2 メンタルヘルスに対応可能な医師（活動は「メンタルヘルスに係る相談」、「長時間労働者に対する面接指導」又は「ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導」に限定される。） |
| 登録保健師 | <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 労働衛生に関する知識を有する保健師 2 メンタルヘルスに対応可能な保健師（活動は「メンタルヘルスに係る相談」に限る） |

別表2（第10条関係）

専門スタッフ等謝金単価

1 産業保健総合支援センター

(1) 運営主幹

| | 時間単価（円） | 1日当たり上限額 （円） |
|------|---------|-----------------|
| 運営主幹 | 12,300 | 36,900 |

(2) 産業保健相談員、メンタルヘルス対策促進員、両立支援促進員及び労働衛生工学専門員

| ランク | 区分 | 時間単価 （円） | 1日当たり 上限額 （円） |
|----------|---|-------------|---------------------|
| 医師 | | 12,300 | 36,900 |
| 医師 以外 | A 大学教授又はその相当職 | 9,500 | 28,500 |
| | B 大学准教授、弁護士又はその相当職 | 9,000 | 27,000 |
| | C 大学講師、助教、主任研究員又はその相当職 | 8,500 | 25,500 |
| | D 衛生工学衛生管理者、労働衛生コンサルタント、第1種作業環境測定士、社会保険労務士、産業カウンセラー、心理相談員又はこれらと同等以上の知見を有する者 | 5,500 | 16,500 |

※ 医師以外は機構本部が別途指示した場合に限り、上記によらず1日当たり上限額を超えて支払うことができるものとする。（ただし、医師の1日当たりの上限額を超えないこととする）

※ メンタルヘルス対策促進員が機構本部指示により電話相談窓口で対応した場合に限り、上記によらず時間単価1,850円とし、対応に要した時間に応じた謝金を支払うものとする。

2 地域窓口

(1) 代表、地域運営主幹、コーディネーター、登録産業医、登録保健師

| | 時間単価 (円) | 1日当たり上限額 (円) |
|-----------|----------|--------------|
| 代表 | 12,300 | 36,900 |
| 地域運営主幹 | 12,300 | 36,900 |
| コーディネーター | 2,000 | 10,000 |
| 登録産業医 (※) | 12,300 | 36,900 |
| 登録保健師 (※) | 5,500 | 16,500 |

※ 登録産業医及び登録保健師が、事業場に赴いて専門的相談に対応した際に、併せて産業保健指導を実施した場合に限り、1日当たり上限額にかかわらず当該活動に要した時間に応じた謝金を支払うものとする。

3 共通事項

(1) 執筆謝金

| ランク | 区分 | 1頁単価 (円) | 上限額 (円) |
|------|---|----------|---------|
| 医師 | | 9,600 | 30,000 |
| 医師以外 | A 大学教授、会社部長以上の者又はその相当職 | 7,500 | |
| | B 大学准教授、弁護士、会社課長以上の者又はその相当職 | 7,000 | |
| | C 大学講師、主任研究員、衛生工学衛生管理者、労働衛生コンサルタント、第1種作業環境測定士、社会保険労務士、産業カウンセラー、心理相談員、会社課長代理以上の者又はこれらと同等以上の知見を有する者 | 6,500 | |

※ 単価は1頁(1,200字程度)を原則とする。

※ 機構本部で作成する研修用テキスト等の教材の執筆謝金に限り、上記によらず、原稿用紙(日本語400字)1枚当り(マイクロソフト パワーポイントのスライド6枚相当)の単価を4,000円(1円未満四捨五入・上限額100,000円)とする。

※ 中小企業における産業保健活動の活性化モデル事業の健康管理連絡票(意見書)に限り、上記によらず、1通当りの単価を5,000円(消費税不課税)とする。

(2) 外部講師

| ランク | 区分 | 時間単価 (円) | 1日当たり 上限額 (円) |
|----------|---|-------------|---------------------|
| 医師 | | 12,300 | 36,900 |
| 医師 以外 | A 大学教授又はその相当職 | 9,500 | 28,500 |
| | B 大学准教授、弁護士又はその相当職 | 9,000 | 27,000 |
| | C 大学講師、助教、主任研究員又はその相当職 | 8,500 | 25,500 |
| | D 衛生工学衛生管理者、労働衛生コンサルタント、第1種作業環境測定士、社会保険労務士、産業カウンセラー、心理相談員又はこれらと同等以上の知見を有する者 | 8,500 | 25,500 |

○産業保健調査研究検討委員会設置規程（平成22年8月2日規程第16号）

産業保健調査研究検討委員会設置規程

平成22年8月2日

規程第16号

改正 平成26年3月28日規程第4号 平成28年3月30日規程第2号

1 目的

この規程は、独立行政法人労働者健康安全機構の本部及び各産業保健総合支援センターにおいて実施する産業保健に関する調査研究（以下「調査研究」という。）について、調査研究の基本方針等の重要事項を審議するとともに、調査研究計画に対する助言等を行うことを目的とする産業保健調査研究検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定め、もって、本委員会の円滑な運営に資することを目的とする。

2 審議事項

委員会は、理事長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議又は助言する。

- (1) 調査研究の基本方針及び実施計画に関すること。
- (2) 調査研究計画書等に対する助言に関すること。
- (3) 調査研究実績等に対する評価に関すること。
- (4) その他調査研究に関して必要な事項。

3 委員及び委員長

- (1) 委員会の委員は、10名以内とし、産業保健に関する学識経験者、産業保健関係者等のうちから理事長が委嘱する。
- (2) 委員長は、委員のうちから理事長が指名する。

4 任期

- (1) 委員会の委員の任期は、2年とする。
- (2) 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 開催等

- (1) 委員会は、理事長が招集する。
- (2) 委員長は、必要に応じ、委員会に関係者の出席を求めることができる。

6 庶務

委員会の庶務は、産業保健・賃金援護部産業保健課において処理する。

7 その他

この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて理事長が定める。

附 則

第1条 この規程は、平成22年8月2日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規程第4号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規程第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会規程（平成22年8月2日規程第13号）

| | |
|---------------------|-----------------|
| 改正 平成29年7月24日規程第23号 | 平成31年2月26日規程第4号 |
| 令和元年7月29日規程第4号 | 令和2年7月31日規程第18号 |
| 令和3年6月30日規程第6号 | 令和4年9月29日規程第40号 |

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の職員が、「労働者健康安全機構医学系研究倫理規程（平成31年規程第3号。以下「研究倫理規程」という。）」第2条第4号に定める本部研究等を行うに当たり、医の倫理に関する事項に関し、ヘルシンキ宣言の趣旨、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）（以下「倫理指針」という。）に基づき、科学的妥当性及び倫理的配慮が確保されているかを審査するために必要な事項等を定めることを目的とする。

（本部医学系研究倫理審査委員会の設置）

第2条 研究倫理規程第6条第2項に基づき、機構本部に本部医学系研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会への付議等）

第3条 研究倫理規程第5条第1項の規定に基づき、研究責任者が委員会に対して研究の実施の適否（研究計画書を変更して実施する場合を含む。）について意見を求めたときは、理事長は、速やかに委員会に諮るものとする。

多機関共同研究に係る場合は必要に応じて、研究責任者を研究代表者と読み替えることとする。

2 理事長は、倫理的配慮等に関して委員会に意見を求める必要がある場合には、諮問することができるものとする。

（委員会の職務）

第4条 委員会の職務は次の各号に掲げる事項とする。

- （1）倫理的観点及び科学的な観点から、研究機関及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査し答申すること。
- （2）研究に関する倫理上の重要事項について審議し、研究責任者又は理事長に意見を述べること。
- （3）前条第2項の諮問について、実施の妥当性及び倫理性について中立的かつ公正に審査し答申すること。
- （4）その他この規程に定める事項

（委員会の構成）

第5条 委員会は次の各号の要件を満たし、委員は理事長が委嘱する。第1号に該当する者は4名以上、第2号に該当する者は2名以上、第3号に該当する者は2名以上とし、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

- （1）医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。
- （2）倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。

(3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。

(4) 機構外部の者が複数含まれていること。

(5) 男女両性で構成されていること。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長及び副委員長は、委員の中から理事長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に何らかの事由があり職務を行えない場合には、副委員長がその職務を代行する。また委員長及び副委員長が共に職務を行えない場合には、委員の互選により委員のうち1名がこれを行う。

(委員会の事務)

第6条 委員会の事務は、勤労者医療・産業保健部勤労者医療課が行う。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、第5条第1項第1号から第3号までの委員のうち1人以上の者が出席していなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり、委員会が開催できない場合は、十分な審査が可能と委員長が判断する場合に限り、書面の回議をもって委員会の開催に代えることができる。

2 審査の対象となる研究の実施に携わる研究者等は、委員会の審議及び意見の決定に同席してはならない。ただし、委員会は、審査の必要に応じて、研究代表者から研究計画の説明を受けるとともに意見を述べさせることができる。

3 委員が審査対象の研究に携わる場合は、その委員は当該審査に関与することはできない。

4 前2項の規定は、委員会が第3条第2項の諮問を受けた場合について準用する。(審査)

第8条 委員会は、研究責任者から第3条第1項に基づき意見を求められたときは、次の各号に掲げる事項に留意して、審査を行うものとする。

(1) 生命倫理の観点

(2) 研究対象者の人権の擁護

(3) 研究対象者に対する説明と同意に関する事項(その方法や予想される効果を含む。)

(4) 研究の遂行により惹起する可能性のある個人への不利益及び危険性に対する配慮(医薬品又は医療機器を用いた介入を伴う研究を実施する場合の研究対象者に生じた健康被害に対する補償のための措置等を含む。)

2 前項の規定は、委員会が第3条第2項の諮問を受けた場合について準用する。(判定)

第9条 前条の審査の判定は、審査を行う委員の全会一致をもって決定するよう努める。ただし、全会一致とならない場合は、審査を行う委員の3分の2以上の同意をもって決定するものとする。

2 判定は以下のように表示することとし、判定が承認する以外の場合は「特記事項」欄にその理由等を記載しなければならない。

(1) 承認する

(2) 承認しない

- (3) 継続審査
- (4) 研究の停止
- (5) 研究の中止

3 委員長は、研究責任者又は理事長に審査結果を「本部医学系研究倫理審査委員会審査結果答申書」（様式第1号）により速やかに答申しなければならない。

（迅速審査等）

第10条 委員会は、付議された研究等が次の各号のいずれかに該当すると委員長が判断するときは、委員長又は委員長の指名する1名以上の委員により書面による審査（以下「迅速審査」という。）を行うことができる。

- (1) 多機関共同研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関等で倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する場合
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する場合
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する場合
- (5) その他、委員長が迅速審査による審査が適当と判断した場合

2 委員長から指名された委員は、審査結果を「本部医学系研究倫理審査委員会迅速審査報告書」（様式第2号）により速やかに委員長に報告しなければならない。

3 委員長は、迅速審査の実施経緯と審査結果を、「本部医学系研究倫理審査委員会審査結果答申書（迅速審査）」（様式第3号）により速やかに研究責任者に答申し、また直近に開催する委員会に書面で報告しなければならない。

4 前各項の規定は、委員会が第3条第2項の諮問を受けた場合について準用する。

第11条 前条の規定にかかわらず、前条第1項第2号の軽微な変更の内容が次の各号のいずれかに該当する場合には、報告事項として取り扱う。

- (1) 研究者等の職名変更
 - (2) 研究者等の氏名変更
 - (3) その他、審議の対象とならない誤植訂正等
- （倫理審査証明）

第12条 研究にかかわる論文の雑誌掲載等に際して必要な倫理審査の証明は、委員会が第8条に定める審査を受けた研究計画と当該研究の同一性を認定した上で、委員長が行う。

（守秘義務）

第13条 委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（公表に関する事項）

第14条 この規程、委員会名簿及び会議記録の概要は機構ホームページにて公開する。ただし、研究対象者の人権、研究の独創性、知的財産権の保護等のために非公表とすることが必要な部分については、この限りではない。

2 前項の事項（研究に関するものに限る。）は、毎年一回、倫理審査委員会報告システムにより厚生労働大臣等へ報告する。

3 前項の報告により厚生労働大臣等が規程、委員会名簿及び会議記録の概要を公表する場合は、第1項の規定は適用しない。

（記録の保存）

第15条 委員会の会議の記録及びその概要のほか、委員会に提出された資料等は、労働者健康安全機構文書管理規則（平成23年規程第5号）に定める期間保存する。

（教育・研修）

第16条 委員並びにその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点から審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならない。

（規程の改廃）

第17条 この規程の改廃は理事長が行う。

附 則（平成22年8月2日規程第10号）

第1条 この規程は、平成22年8月2日から施行する。

附 則（平成29年7月24日規程第23号）

第1条 この規程は、平成29年7月24日から施行する。

第2条 独立行政法人労働者健康安全機構医学研究倫理審査委員会設置規程の取扱いに関する達（平成22年達第6号）は、廃止する。

附 則（平成31年2月26日規程第4号）

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 産業保健調査研究倫理審査委員会規程（平成28年規程第2号）及び産業保健調査研究倫理審査委員会の取扱いに関する達（平成28年達第3号）は、廃止する。

附 則（令和元年7月29日規程第4号）

第1条 この規程は、令和元年7月29日から施行する。

附 則（令和2年7月31日規程第18号）

第1条 この規程は、令和2年7月31日から施行する。

附 則〔令和3年6月30日規程第6号〕

第1条 この規程は、令和3年6月30日から施行する。

附 則（令和4年9月29日規程第40号）

第1条 この規程は、令和4年9月29日から施行する。

○様式第1号 労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会審査結果
答申書

様式第1号

通知番号 _____

労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会
審査結果答申書

令和 年 月 日

独立行政法人

労働者健康安全機構理事長 研究責任者（研究代表者）／理事長

○ ○ ○ ○ 殿

本部医学系研究倫理審査委員会委員長

印

受付番号 _____

研究開発領域 _____

研究開発テーマ _____

研究責任者 _____

下記の通り判定しましたので労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会規程第9条第3項により答申します。

| | |
|------|---|
| 判定 | (1) 承認する (2) 承認しない (3) 継続審査 (4) 研究の停止 (5) 研究の中止 |
| 特記事項 | |

○様式第2号 労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会迅速審査報告書

様式第2号

労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会
迅速審査報告書

令和 年 月 日

本部医学系研究倫理審査委員会委員長 殿

本部医学系研究倫理審査委員会委員

印

受付番号 _____

研究開発領域 _____

研究開発テーマ _____

研究責任者 _____

下記の通り審査しましたので、労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会規程第10条第2項により報告します。

| | |
|------|---|
| 審査 | (1) 承認する (2) 承認しない (3) 継続審査 (4) 研究の停止 (5) 研究の中止 |
| 特記事項 | |

○様式第3号 労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会審査結果
答申書（迅速審査）

様式第3号

通知番号 _____

労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会
審査結果答申書（迅速審査）

令和 年 月 日

独立行政法人

労働者健康安全機構理事長 研究責任者（研究代表者）／理事長

○ ○ ○ ○ 殿

本部医学系研究倫理審査委員会委員長

印

受付番号 _____

研究開発領域 _____

研究開発テーマ _____

研究責任者 _____

下記の通り判定しましたので労働者健康安全機構本部医学系研究倫理審査委員会規程第
10条第3項により答申します。

| | |
|------|---|
| 判定 | (1) 承認する (2) 承認しない (3) 継続審査 (4) 研究の停止 (5) 研究の中止 |
| 特記事項 | |

○平成 27 年度産業保健総合支援事業の推進について（平成 27 年 3 月 20 日
付け労健福発第 345 号）

5 年保存

労健福発第 345 号

平成 27 年 3 月 20 日

各産業保健総合支援センター所長 殿

産業保健・賃金援護部長

平成 27 年度産業保健活動総合支援事業の推進について

標記については、平成 27 年 2 月 17 日付け労健福発第 175 号「平成 27 年度における事業実施計画及び収支予算計画の策定について（依頼）」の別添「平成 27 年度事業における方向性について」において、平成 27 年度事業の基本方針を示したところですが、新たに実施する事業については、別添「平成 27 年度新規事業の実施方法等」に御留意の上、適正な業務の推進に当たっていただきますようお願いいたします。

<平成27年度新規事業の実施方法等>

I ストレスチェック制度の円滑な運用のための支援

改正労働安全衛生法に基づく医師、保健師等による心理的な負担を把握するための検査（以下、「ストレスチェック」という。）を実施することなどを事業者の義務とする新たな制度（以下、「ストレスチェック制度」という。）の平成27年12月1日施行に向け、円滑な運用を支援するため、専門的研修、相談対応等の実施に当たっての具体的な対応を以下の1及び2のとおりとするとともに、あらゆる機会を捉えてストレスチェック制度及びその円滑な運用のための支援の周知を図ることとする。

なお、都道府県労働局や労働基準監督署とも十分に打合せ等を行い、それぞれの役割を明確にする等連携を密に図り、効果的に支援を展開することとする。

1 産業保健総合支援センターの業務

(1) 事業場におけるストレスチェック制度の実施のための研修・セミナー

ストレスチェック制度を普及促進するため、産業医、保健師等ストレスチェックの実施者や事業者、衛生管理者等ストレスチェック制度担当者に対する研修を実施する。

なお、看護師、精神保健福祉士が実施主体となるための一定の研修ではないことに留意すること。

また、行政、事業者団体、商工団体等からストレスチェック制度の概要に関する啓発セミナーの実施の依頼があった場合には、下記イにより実施すること。

ア 産業保健関係者への専門的研修

(ア) 対象者

a 実施者向けの研修

産業医、保健師等のストレスチェックの実施者

b 事業者・ストレスチェック制度担当者向けの研修

事業者・衛生管理者、事業場内メンタルヘルス推進担当者等のストレスチェック制度担当者

(イ) 講師

原則として、産業保健相談員とする。ただし、産業保健相談員以外の有識者を講師とすることも可とする。

なお、メンタルヘルス対策促進員は、その活動内容に専門的研修の講師を行うことが含まれていないことから講師とすることはできないが、産業保健相談員以外の有識者と位置づけて講師となることは差し支えない。

また、平成26年度厚生労働省委託事業「ストレスチェック等を行う医師や保健師等に対する研修準備事業」により開催された「ストレスチェック制度に関する研修の実施に向けた講師養成研修（以下、「講師養成研修」とい

う。)」を受講した者、又は講師養成研修を受講した者等から伝達研修を受講した者で、知識及び経験を有する者を充てることが望ましい。

(ウ) 実施方法

講義方式による方法とする。

なお、産業保健総合支援センター主催とするが、必要に応じて、行政、事業者団体、商工団体等と連携を図り、他団体との共催も可とする。

(エ) 研修内容

事業場でストレスチェック制度を導入し、運用していくための進め方や留意点を中心に、原則として、別紙「事業場におけるストレスチェック制度の実施のための研修カリキュラム」に基づいた研修内容とする。

なお、当該研修はストレスチェック制度全般について理解を促すものであることはもちろんであるが、実施者向けの研修については、ストレスチェックの結果に基づく集団分析を含むストレスチェック等の実施に、事業者・ストレスチェック制度担当者向け研修については、ストレスチェック制度に関する不利益取扱い等に重きを置いている。

(オ) 研修教材

教材は、「労働安全衛生法に基づくストレスチェックと面談指導マニュアル—産業保健スタッフが取り組むために—」、パワーポイント「改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について」とする。

なお、教材は5月上旬に送付する予定である。

また、上記に加え、必要に応じてストレスチェックの事例等、研修の効果が上がる資料や視聴覚教材を活用することが望ましい。

(カ) 実施開始時期

現時点において、ストレスチェック制度に関する労働安全衛生規則の改正等が平成27年4月下旬以降となる見込みであることから、同年5月下旬以降に設定すること。

(キ) 研修の実施に当たっての留意点等

- a ストレスチェック制度の円滑な実施を図るためには、産業医、保健師等のストレスチェック制度の実施者や事業者・衛生管理者、事業場内メンタルヘルス推進担当者等のストレスチェック制度担当者の理解が重要であることから、研修開催については、周知等を積極的に行うこと。
- b 内容及び時間は、必要に応じて科目ごとに分割して実施することも可とする。
- c 利用者の利便性の向上を図るため、開催の曜日・時間帯、場所の設定に配慮することとする。特に、実施者向けの研修については、各地域産業保健センターで1回以上及び産業保健総合支援センターで複数回実施するなど、各都道府県労働局、都道府県医師会等とも調整の上で、地域のニーズを踏まえ、効果的かつ効率的に実施すること。

d 研修において、ストレスチェック制度に関する質疑を含め様々な相談等が寄せられることが想定されるので、産業保健相談員による専門的相談対応につなげ、丁寧に対応すること。

なお、厚生労働省から4月中に配付予定のストレスチェック制度に係るQ&Aを参考とすること。

イ 事業者に対する啓発セミナー（事業者向けセミナー）

（ア）対象者

事業主、労務担当者など労働者の健康管理に関わる責任者を対象とする。

（イ）講師

原則として、産業保健相談員とする。ただし、メンタルヘルス対策促進員も可とする。

なお、講師養成研修を受講した者、又は講師養成研修を受講した者等から伝達研修を受講した者で、知識及び経験を有する者を充てることが望ましい。

（ウ）実施方法

講義方式による方法とする。

なお、産業保健総合支援センター主催とするが、必要に応じて、行政、事業者団体、商工団体等と連携を図り、他団体との共催も可とする。

（エ）セミナー内容

ストレスチェック制度の趣旨、概要等を中心として説明すること。

また、産業保健活動総合支援事業の内容等を紹介し、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの積極的な活用につなげること。

（オ）セミナー教材

教材は、パワーポイント「改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について」とする。

（カ）実施開始時期

現時点において、ストレスチェック制度に関する労働安全衛生規則の改正等が平成27年4月下旬以降となる見込みであることから、同年5月以降に設定すること。

（キ）セミナーの実施に当たっての留意点等

ストレスチェック等の実施に当たっては、ストレスチェック制度への一層の理解を要するため、上記ア産業保健関係者への専門的研修の受講を促すこと。

（2）事業場へのストレスチェック制度の導入等に対する個別訪問支援

ストレスチェック制度を普及促進するため、行政からの要請を受け支援を行う事業場及びストレスチェック制度の導入に係る支援を希望する事業場に対し、事

業場を訪問し、メンタルヘルス対策の一環として、ストレスチェック制度の導入に関する教育を含めストレスチェック制度の導入に関する支援を実施する。

ア 対象者

事業場の規模にかかわらず訪問指導を希望する事業場を対象とする。

なお、対象事業場の選定は、メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援の対象事業場と同様とする。

また、中小規模事業場に対しての支援を優先的に実施するよう配慮すること。

イ 対応者

メンタルヘルス対策促進員とする。

なお、講師養成研修を受講した者、又は講師養成研修を受講した者等から伝達研修を受講した者で、知識及び経験を有する者を充てることが望ましい。

ウ 支援内容

メンタルヘルス対策の一環としてストレスチェック制度を位置づけ、当該制度の導入について、事業場の状況にあった具体的な支援を行う。

エ 実施開始時期

現時点において、ストレスチェック制度に関する労働安全衛生規則の改正等が平成27年4月下旬以降となる見込みであることから、同年5月以降に開始すること。

オ 個別訪問支援の実施に当たっての留意点等

(ア) 実施方法及び実施記録

メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援と同様とする。

(イ) 管理監督者教育の位置付け

個別訪問支援の中で、管理監督者に対してストレスチェック制度に係る教育を実施した場合には、「管理監督者向けメンタルヘルス教育」を実施したものとみなすこと。

(ウ) その他

ストレスチェック及び面接指導の結果に基づき事業者が講ずべき措置等を定めた「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（案）」の制定は平成27年4月下旬以降となる見込みである。一方、メンタルヘルス対策におけるストレスチェック制度の位置づけ等を明確にするため、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成18年公示第3号）」の見直しはストレスチェック制度の施行までに予定されている。

(3) ストレスチェック制度に係る電話相談窓口の設置

従来からの各産業保健総合支援センターで産業保健相談員が行う相談対応に加え、産業医、保健師、衛生管理者等産業保健スタッフや事業者、人事労務担当

者等からのストレスチェック制度に係る専門的な相談に応じ、解決方法等を助言する電話相談窓口を新たに設置することとしている。

ア 対象者

産業医、保健師等ストレスチェックの実施者、事業者、衛生管理者等ストレスチェック制度担当者等を対象とする。

イ 対応者

メンタルヘルス対策促進員とする。ただし、専門的相談対応の実施日における産業保健相談員も可とする。

なお、講師養成研修を受講した者、又は講師養成研修を受講した者等から伝達研修を受講した者で、知識及び経験を有する者を充てることとしている。

ウ 設置場所

全国で1～2ヶ所の産業保健総合支援センターを予定している。

エ 対応内容

厚生労働省から配布されるストレスチェック制度に係るQ&A等を手引きとし、ストレスチェック制度に関する相談に対応する。

オ 設置時期

電話相談窓口の設置については、現時点において、ストレスチェック制度に関する労働安全衛生規則の改正等が平成27年4月下旬以降となる見込みであることから、同年5月以降を予定しているが、電話番号、設置場所等具体的な内容については別途通知する。

カ 電話相談窓口の設置に当たっての留意点等

(ア) 電話相談窓口に寄せられた相談のうち、電話相談窓口では対応できない産業医学等のストレスチェック制度以外の専門的な相談、面談等による対応を希望する相談又は個別訪問支援への依頼については、労働衛生専門職等から相談者の最寄りの産業保健総合支援センターに対応を依頼する。

(イ) 相談内容が厚生労働省への照会を要する場合は、機構本部を通じて照会することとする。

(ウ) 手引きとなるストレスチェック制度に係るQ&Aは、厚生労働省より4月中に配布される予定である。

なお、相談内容を厚生労働省へフィードバックするなどして、内容の充実を図っていくこととする。

(エ) 実施記録は、産業保健相談員による専門的相談対応と同様とする。

(4) ストレスチェックの実施及び体制の整備等に対する助成の周知等

ストレスチェック及び産業医の要件を備えた医師による体制の整備等を合同で実施する小規模事業場に対し、以下のとおり、費用を助成する制度を創設する。

なお、申請受付、支払等の事務手続は、機構本部で行う予定としており、産業保健総合支援センターにおいては、助成制度や手続き等の相談対応、周知等を実施する。

ア ストレスチェックの実施に対する助成額

1 労働者1回につき500円を上限として実費支給

イ 医師による面接指導等の実施に対する助成額

1 事業場当たり、産業医1回の活動当たり21,500円を上限として実費を支給する。1事業場当たりの産業医の活動の上限は年間3回とする。

なお、当該制度は、現時点において、ストレスチェック制度に関する労働安全衛生規則の改正等が平成27年4月下旬以降となる見込みであることから、同年5月以降を予定しているが、具体的な実施方法等については別途通知する。

2 地域産業保健センターの業務

(1) 小規模事業場におけるストレスチェック結果に基づく面接指導

ア 対応内容

小規模事業場の自主的な産業保健活動を支援するため、労働安全衛生法第66条の10第3項に基づき、ストレスチェックの結果の通知を受けた労働者であって、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものを対象として医師による面接指導を実施し、労働安全衛生法第66条の10第5項に規定する面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取に対し、登録産業医による意見陳述を実施する。

イ 実施開始時期

ストレスチェック結果に基づく面接指導の実施については、平成27年12月以降を予定している。

ウ 面接指導等に当たっての留意点等

(ア) 面接指導の実施に当たっては、厚生労働省が作成を予定している「ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導マニュアル(仮称)」が平成27年9月頃に示される予定であるので、それを活用して実施することが望ましい。

(イ) 対象者、対応者、実施場所及び実施方法については、小規模事業場の事業者からの相談対応と同様とすることを予定しているが、具体的には別途通知する。

II その他の産業保健活動総合支援事業

1 特定の労働衛生行政上重要なテーマにおける産業保健関係者への専門的研修

「平成27年度事業における指示事項」において、産業保健関係者に対する専門的研修については、労働衛生行政上重要なテーマに積極的に取り組むよう指示したとこ

ろであるが、テーマのうち、「過重労働対策」及び「治療と就労の両立支援（特にがん患者・経験者の就労支援）」は、研修カリキュラム、資料等を別途示す予定である。

2 衛生工学衛生管理者等労働衛生工学の専門家による個別訪問の産業保健指導

(1) 概要

小規模事業場に対して、衛生工学衛生管理者等労働衛生工学の専門家（以下、「労働衛生工学専門員」という。）が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理等について産業保健指導を行う。

なお、地域産業保健センターごとに担当する労働衛生工学専門員を定めることとするが、訪問が可能であれば複数の地域産業保健センターを担当しても差し支えない。

(2) 労働衛生工学専門員の委嘱要件、委嘱手続等

ア 委嘱要件

次のいずれかの要件を満たした者であること。

(ア) 衛生工学衛生管理者

(イ) 労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）

(ウ) 第1種作業環境測定士

(エ) その他労働衛生工学に関する知識及び経験が上記（ア）～（ウ）と同等以上と認められる者

イ 選任方法

地域の作業環境測定機関、日本労働安全衛生コンサルタント会等の関係団体へ紹介依頼を行うなどして、委嘱条件を満たした者で、業務の実施に適した人材を選任すること。

ウ 委嘱手続

労働衛生工学専門員は、産業保健総合支援センターの所属として、他の専門スタッフと同様の委嘱手続きを行うこと。

なお、既に労働衛生工学を専門分野として委嘱している産業保健相談員の兼務も可とする。

エ 報酬等

(ア) 報酬

時間単価5,500円とする。ただし、1日当たりの上限額は16,500円とする。

(イ) 源泉徴収

他の産業保健総合支援センターの委嘱者と同様に源泉徴収を行うこと。

(3) 活動内容等

ア 活動内容

小規模事業場を訪問し、事業場における作業環境管理、作業管理等の作業現場の改善等について、労働衛生工学の見地から産業保健指導を実施する。

なお、産業保健相談員と兼務する場合を除き、産業保健総合支援センター内で実施する相談対応は行わないこと。

イ 受付方法等

小規模事業場の担当者から地域産業保健センターへ労働衛生工学に関する訪問指導の依頼があった場合は、当該事業場の所在地を担当する地域産業保健センターのコーディネーターが、労働衛生工学専門員へ連絡をして、日程調整等を行う。

なお、産業保健総合支援センターへ依頼があった場合は、労働衛生専門職等を通じてコーディネーターへ連絡し、日程調整等を依頼する。

また、登録産業医等が事業場を訪問する機会がある場合は、コーディネーターが事前に事業場担当者に対して労働衛生工学専門員による作業環境管理等の指導も併せて実施できる旨を伝え、当該指導の同意が得られた場合には、登録産業医等に同行して訪問指導を実施しても差し支えない。

(4) その他

ア 予算

活動に係る経費は、産業保健総合支援センターの予算から支出すること。

なお、謝金支払日は地域産業保健センターの委嘱者と同様に翌月末とする。

イ 活動報告及び事業実績等

(ア) 記録票

様式地3「産業保健活動記録票」を用いることとし、訪問者氏名欄は、「医師」又は「保健師」欄を適宜修正して使用すること。

(イ) 活動報告書

様式地10-1「活動報告書」を用いることとし、労働衛生工学専門員の肩書きと氏名を記入すること。

(ウ) 事業実績

事業実績は、小規模事業場等における産業保健活動への支援事業の「訪問指導」に含むものとする。

なお、デジエの入力方法については別途指示する。

**○長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する研修の実施について
(平成 27 年 12 月 11 日付け労健福発第 1898 号)**

労健福発第 1898 号

平成 27 年 12 月 11 日

各産業保健総合支援センター所長 殿

産業保健・賃金援護部長

長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する研修の実施について

当機構が、本年 4 月 1 日に改正した産業保健活動総合支援事業実施要領では、従来から地域窓口の活動であった「長時間労働者に対する面接指導」に加え、「ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導」を小規模事業場への支援の一つとして明記しておりますが、厚生労働省から面接指導の具体的な実施方法を示したマニュアルの作成が当初の予定より大幅に遅れ、11 月下旬に公表されたところです。

高ストレス者に対する面接指導の実施に当たっては、多くの登録産業医が不安を感じていることから、地域窓口において高ストレス者に対する面接指導を開始する前に登録産業医に対し面接指導の実施方法等について研修を行う必要があります。

このため、地域窓口において高ストレス者に対する面接指導を開始する時期を平成 28 年 4 月とし、本年度はその準備のために、各産業保健総合支援センターにおいて、地域窓口で面接指導を実施する登録産業医を対象に、下記のとおり「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する研修」を行っていただくようお願いします。

記

1 実施時期及び回数

本部が開催する講師養成研修終了後、平成 28 年 3 月末までの間に各産業保健総合支援センターで 1 回以上実施する。

2 研修内容及び時間

長時間労働者、高ストレス者の面接指導の実施方法に関する講義を 1 時間以上行う。

3 講師

以下のいずれかの者とする。

- (1) 講師養成研修を受講した産業保健相談員

(2) 講師養成研修を受講した産業保健相談員を講師とする“伝達研修”を受講した産業保健相談員

4 対象者

各地域窓口で活動する登録産業医とする。

5 研修教材

厚生労働省が作成した「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル」、パワーポイント「ストレスチェック制度に関する最近の動きについて（長時間・高ストレス者の面接指導の実施方法等）」とする。

なお、各産業保健総合支援センターで作成した資料を加えることは差し支えない。

また、上記パワーポイントについては、内容の追加等があれば、追って送付する。

6 経費

当該研修の会場借料、講師謝金等研修開催に係る経費については追加示達しないので、その執行については十分留意すること。

また、当該研修を受講した登録産業医に対して、当該研修受講分を活動謝金として支出することは認められないので十分留意すること。

7 その他

当該研修について、日本医師会認定産業医の単位を取得するか否かは各産業保健総合支援センターの判断で行って差し支えない。

○平成 26 年度から実施する産業保健活動総合支援事業への支援について
(平成 26 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 1 号)

基発 0 3 3 1 第 1 号

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成 2 6 年度から実施する産業保健活動総合支援事業への
支援について

事業場における産業保健活動への効果的な支援を促進するため、産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業、地域産業保健事業の 3 つを一元化し、平成 2 6 年度から独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)を実施主体として、各都道府県に置く産業保健総合支援センター(以下「センター」という。)とその地域窓口を拠点に、新たに産業保健活動総合支援事業(以下「本事業」という。)を別紙の通り実施することとしている。

本事業は、労働者の健康確保のため、事業者及び産業保健関係者に対するメンタルヘルス対策等の産業保健活動に関する相談及び研修等並びに小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等を行うことにより、事業場の産業保健活動を支援することとしている。

については、下記に留意のうえ、本事業の効果的な運営のための支援を図られたい。

なお、平成 2 4 年 7 月 2 4 日付け基発 0 7 2 4 第 4 号「産業保健事業の総合調整のための協議会の設置について」及び平成 2 5 年 1 月 3 0 日付け基発 0 1 3 0 第 3 4 号「『地域産業保健事業委託要綱』の改正について」は本通達をもって廃止する。

記

1 本事業の積極的な周知

個別指導や集団指導、各種会議等、あらゆる機会を捉えて、事業者や関係団体等に対して本事業の積極的な周知を図ること。なお、周知に当たっては、特に小規模事業場の事業者において本事業の理解が促進されるよう、経営者団体等を通じた周知に配慮されたい。

事業場に対する各種指導の際に、小規模事業場等産業保健活動に係る取り組み方がわからず産業保健上の課題を抱えている事業場を把握した際には、センターの利用を勧奨するとともに、当該事業場の支援要望に応じてセンターに取り次ぐこと。

2 センターに対する事業場情報の提供

センターから求めがあった場合は、センターからの重点的な支援が必要と考えられる事業場情報を、必要に応じて提供すること。特に、メンタルヘルス対策に関しては、平成21年3月26日付け基発0326002号「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」に留意し、事業場の自主点検の取組結果の確認等を積極的に行うとともに、その結果、センターの支援が必要と考えられる事業場情報を、必要に応じてセンターに対して提供すること。

なお、「事業場情報」とは、主に、事業場名、所在地、業種、労働者数等が想定されるが、個人情報が含まれる場合は、本人の同意を得る又は個人情報は除いて提供する等、局署における個人情報の取り扱いには十分留意すること。

3 産業保健総合支援センター運営協議会等への参画

機構が開催する産業保健総合支援センター運営協議会等の事業運営に関する会議に参画し、本事業の効果的かつ効率的運営を推進する観点から助言等を行うこと。

4 関係者との連携

都道府県医師会及び郡市区医師会等産業保健関係者との連携を図り、本事業の円滑な実施を支援すること。

5 関連通達の改正等

(1) 平成25年2月25日付け厚生労働省発基安0225第1号通達の一部改正等

ア 平成25年2月25日付け厚生労働省発基安0225第1号「第12次労働災害防止計画の策定について」の一部を次のとおり改める。

別添「第12次労働災害防止計画」中「メンタルヘルス対策支援事業」を「産業保健活動総合支援事業」に、「地域産業保健センター」を、「産業保健総合支援センター（地域窓口）」に改める。

イ 従来と同様、局署においてセンターとの連携を図り、メンタルヘルス対策の推進及び高齢労働者対策の推進を図ること。

(2) 平成21年3月26日付け基発0326002号通達の一部改正等

ア 平成21年3月26日付け基発0326002号「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」の一部を次のとおり改める。

「メンタルヘルス対策支援センター」を「産業保健総合支援センター」と改める。

イ 従来と同様、局署において、事業者に対する指導に際してのセンターとの連携を図り、引き続きセンターの積極的活用を図ること。

(3) 平成23年3月30日付け基発0330第2号通達の一部改正

平成23年3月30日付け基発0330第2号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」の一部を次のとおり改める。

「産業保健推進センター事業」を「産業保健活動総合支援事業」と改める。

産業保健活動総合支援事業について

1 目的

産業保健活動総合支援事業（以下、「事業」という。）は、事業者が使用する労働者の健康管理、健康教育そのほかの健康に関する業務について、事業者及び産業医等の産業保健関係者が行う自主的な産業保健活動を支援することにより、労働者の健康の確保に資すること並びに小規模事業場の事業者及び労働者に対する産業保健サービスの提供による労働者の健康確保を目的とする。

2 実施体制

事業の実施主体である独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、都道府県に産業保健総合支援センター及び地域窓口を設置し、地域の医師会等関係団体の協力を得ながら、事業を実施する。

3 事業内容

(1) 産業保健総合支援センターにおける事業

- ア 産業保健関係者からの専門的相談への対応
- イ 産業保健関係者への専門的研修の実施
- ウ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- エ 事業者、労働者等に対する産業保健啓発セミナーの実施
- オ 産業保健関係者による事例検討会の実施
- カ 産業保健に関する地域の情報の整備及び情報提供

(2) 地域窓口における事業

- ア 常用労働者 50 人未満の小規模事業場の事業者等からの相談対応
 - a 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
 - b 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
 - c 長時間労働者に対する面接指導
- イ 事業場への個別訪問指導
- ウ 産業保健に関する地域の情報の整備及び情報提供

※ 小規模事業場等からの相談の利便性を向上するため、地域窓口（地域産業保健センター）で受け付けた相談は、内容に応じて産業保健総合支援センターと地域産業保健センターの連携のもとに総合的に対応することでワンストップサービスを充実させる。

(3) 運営協議会等の開催

- ア 産業保健総合支援センター運営協議会

- イ その他、全国会議及び地域窓口の効率的・効果的な運営のため地域の産業保健関係者による協議を行う。
- (4) メンタルヘルス相談機関等の情報登録
 - (5) その他、産業保健に関する情報提供

○労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抄）

（産業医等）

第十三条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。

- 2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。
- 3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。
- 4 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第十三条の二 事業者は、前条第一項の事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

（国の援助）

第十九条の三 国は、第十三条の二の事業場の労働者の健康の確保に資するため、労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助を行うように努めるものとする。

○労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（抄）

（産業医の選任）

第十三条 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。

一～四 （略）

2～4 （略）

（産業医及び産業歯科医の職務等）

第十四条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

二 法第六十六条の八第一項に規定する面接指導及び法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

三 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

四 作業環境の維持管理に関すること。

五 作業の管理に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。

七 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

八 衛生教育に関すること。

九 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

2 法第十三条第二項の厚生労働省令で定める要件を備えた者は、次のとおりとする。

一 法第十三条第一項に規定する労働者の健康管理等（以下「労働者の健康管理等」という。）を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣の指定する者（法人に限る。）が行うものを修了した者

二 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であつて、その大学が行う実習を履修したもの

三 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの

四 学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にあり、又はあつた者

五 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者
3～6 (略)

(産業医の定期巡視及び権限の付与)

第十五条 産業医は、少なくとも毎月一回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、産業医に対し、前条第一項に規定する事項をなし得る権限を与えなければならない。

(産業医を選任すべき事業場以外の事業場の労働者の健康管理等)

第十五条の二 法第十三条の二の厚生労働省令で定める者は、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師とする。

2 事業者は、法第十三条第一項の事業場以外の事業場について、法第十三条の二に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるに当たっては、労働者の健康管理等を行う同条に規定する医師の選任、国が法第十九条の三に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業の利用等に努めるものとする。

附 則 (平成八年九月一三日労働省令第三五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成八年十月一日から施行する。

(労働安全衛生法第十三条第二項の厚生労働省令で定める要件を備えた者に関する経過措置)

第二条 次の各号に掲げる者は、第一条による改正後の労働安全衛生規則（以下「新規則」という。）第十四条第二項の規定にかかわらず、労働安全衛生法第十三条第二項の厚生労働省令で定める要件を備えた者とする。

一 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に新規則第十四条第二項第一号に規定する研修に相当する研修として厚生労働大臣が定めるものの受講を開始し、当該研修を修了した者

二 平成十年九月三十日において労働安全衛生法第十三条第一項の産業医として同項に規定する労働者の健康管理等を行った経験年数が三年以上である者

(健康診断の結果の通知に関する経過措置)

第三条 (略)

○事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施について（平成 28 年 8 月 1 日付け労健安発第 919 号）

1 年保存

労健安発第 9 1 9 号

平成 28 年 8 月 1 日

各産業保健総合支援センター所長 殿

産業保健・賃金援護部長

事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施について

標記については、平成 28 年 4 月 1 日付け労健安発第 9 号「産業保健業務基準（平成 28 年度版）」において、平成 28 年度事業の重点事項として示すとともに、その具体的業務については別途通知としていたところ です。

今般、標記について、別添「平成 28 年度事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施方法等」のとおりといたしましたので、各センターにおかれましては当該内容を踏まえ、適正な業務の推進に当たっていただきますようお願い します。

平成28年度事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施方法等

1 基本的方針

事業場における治療と職業生活の両立支援（以下、「両立支援」という。）を促進するためには、医療機関等における両立支援の強化とともに、両立支援に取り組む事業場の支援を行っていくことが必要である。

そのためには、労災病院及び同病院に併設された治療就労両立支援センター等（以下、「労災病院等」という。）や地方自治体等と連携し、総合的かつ効果的に事業を実施していくことが重要である。

特に、「がん」分野については、がん対策加速化プラン（平成27年12月）では、実施すべき具体策としてがん患者等の仕事と治療の両立の支援が掲げられ、また、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）（平成28年2月）」に加え、がんに関する留意事項がとりまとめられているところである。

このような状況を踏まえ、ガイドライン等の周知に取り組むとともに、労災病院等や地方自治体と連携し、両立支援の取組に対する支援を実施することとする。

特に、平成28年度は「がん」分野を中心に事業を実施していくこととする。

2 事業内容

両立支援に係る相談等に対応するため、産業保健相談員を拡充するほか、両立支援促進員を委嘱し、以下の事業を実施する。

(1) 研修・セミナー

両立支援の取組を普及促進するため、事業者、人事労務担当者や、産業医、保健師等の産業保健スタッフ、医療従事者等を対象に、以下の研修・セミナーを実施する。また、関係行政機関、業界団体等から両立支援の取組に関する普及・啓発のためのセミナー依頼があった場合にも、同様に実施する。

ア 事業者等に対する啓発セミナー

ガイドライン等の普及・啓発を目的として、事業者等を対象とするセミナーを実施する。

(ア) 対象者

事業者、人事労務担当者等

(イ) 講師

産業保健相談員及び両立支援促進員とする。

(ウ) 実施方法

講義方式による方法とする。

なお、産業保健総合支援センター主催とするが、必要に応じて、関係行政機関、事業者団体、業界団体等と連携を図り、他の団体との共催も可とする。

また、事業場での取組に繋がりやすくするため、対象者に応じ、平成28年8月8日、9日の平成28年度両立支援促進員会議（以下、「両立支援促進員会議」という。）において実施する「企業向け研修の実施方法」についても取り入れることとする。

(エ) セミナー内容

両立支援の現状と課題、ガイドラインの内容等を中心とした説明を実施する。

また、産業保健活動総合支援事業の内容等も紹介し、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの積極的な活用に繋げる。

(オ) セミナー教材

教材は、原則としてパワーポイント「治療と職業生活の両立支援ガイドラインについて」とする。

(カ) 実施に当たっての留意点

- a 両立支援の取組の普及を図るためには、何よりも先ず事業者等の理解が重要であることから、セミナーを開催する場合には、その目的、内容等について積極的に周知を行うこと。

この場合、事業者等が参加しやすくなるよう、開催の曜日・時間帯、場所の設定に配慮すること。特に、各都道府県労働局、都道府県がん対策主務課等とも調整の上で、地域のニーズを踏まえ、効果的かつ効率的に実施すること。

- b 「企業向け研修の実施方法」に関する教材等については、両立支援促進員会議の資料を参考とすること。

また、当該研修を受講した者から受講していない者に対し、容易に伝達研修できるよう研修内容に配慮すること。

- c セミナーにおいて、両立支援に関する質問が寄せられることが想定されるので、産業保健相談員等による相談対応に繋げ、丁寧に対応すること。

- d 両立支援に取り組むための一層の理解を促すため、下記イ産業保健関係者への専門的研修への受講を促すこと。

イ 産業保健関係者への専門的研修

産業保健スタッフ、人事労務担当者等が具体的に両立支援に取り組むことができるよう、これらの者を対象とした専門的かつ実践的な研修を実施する。

(ア) 対象者

産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフ、人事労務担当者等労働者の健康管理に関わる担当者

(イ) 講師

原則として産業保健相談員とする。ただし、産業保健相談員以外の有識者を講師とすることも可とする。

(ウ) 実施方法

講義方式による方法とする。

なお、産業保健総合支援センター主催とするが、必要に応じて、関係行政機関、事業者団体、業界団体等と連携を図り、他の団体との共催も可とする。

また、産業保健関係者の実践的能力の向上のため、ロールプレイング方式等を取り入れた参加型研修、事例検討等の実践的研修を取り入れることとする。

(エ) 研修内容

両立支援に関する制度を導入・運用していくための有病者に係る健康管理対策に関する基本的知識、対策の具体的取組方法等を中心とした説明とする。

特に、がん分野については、ガイドラインとともに、がんに関する留意事項がとりまとめられているため、その点も説明する。

(オ) 実施に当たっての留意点

従来からの産業保健相談員が行っている専門的研修を充実するとともに、実施していない場合には新たに実施すること。

ウ 医療従事者に対する主治医作成の意見書の内容（書き方）等に関する研修（平成 29 年 1 月以降）

ガイドラインの様式例として示されている主治医作成の意見書を実効あるものとするため、医師、看護師、MSW等の医療従事者に対し、当該意見書の内容（書き方）等を中心とした研修を実施する。現在、テキストを作成依頼中であり、具体的な実施方法等については別途通知する。

エ 管理監督者向け両立支援教育（2（2）事業場への個別訪問支援において実施）

両立支援に取り組む事業場の管理監督者や労働者等に対し、両立支援に関する意識啓発を行うため、事例等を踏まえ両立支援に関する具体的な取組等を教示する。

(ア) 対象者

職場の管理監督者及び労働者

(イ) 講師

両立支援促進員とする。

(ウ) 実施方法

個別訪問支援の一環として、事業場等からの依頼を受け、事業場を訪問して教育を実施する。

(エ) 教育内容

両立支援の現状と課題、ガイドライン、具体的な取組等を中心とした説明を実施する。

(オ) 教育教材

教材は、原則としてパワーポイント「治療と職業生活の両立支援のために(仮称)」とする。

(カ) 実施に当たっての留意点

教育内容については、両立支援促進員会議の資料を参考とすること。

また、当該教育を受講した者から受講していない者に対し、容易に伝達教育を実施できるよう教育内容に配慮すること。

(2) 事業場への個別訪問支援

両立支援に関する制度の導入等を促進するため、当該制度の導入に関する支援を希望する事業場等からの依頼等に応じて、事業場を訪問し、管理監督者や労働者に対する治療と職業生活の両立への理解を促す教育(管理監督者向け両立支援教育)を含め両立支援に関する制度の導入に関する支援を実施する。

ア 対象者

事業場の規模にかかわらず訪問指導を希望する事業場を対象とする。

なお、対象事業場の選定は、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する事業場から選定し、支援を希望する事業場とする。

また、中小規模事業場に対しての支援を優先的に実施するよう配慮すること。

(ア) 産業保健総合支援センターが実施する両立支援に係る研修等の参加事業場

(イ) 両立支援に係る教育の実施希望があった事業場

(ウ) 両立支援へのニーズが高いと考えられる事業場

イ 対応者

両立支援促進員とする。

ウ 支援内容

事業者等から両立支援を進めるための相談を受け、両立支援に取り組むための「企業内の体制づくり」、「規程・制度(柔軟な年休制度、病気休暇制度等)の整備」などの職場環境整備や両立支援の進め方などについて、事業場の状況にあった具体的な助言等を実施する。

また、支援の一環として、管理監督者や労働者に対する治療と職業生活の両立への理解を促す教育を実施する。

エ 実施方法

産業保健総合支援センターにおいて、電話、メール等により事業場等からの依頼等の受付を行うとともに、両立支援促進員の対応可能な日時を調整し、事業場の訪問支援を実施する。

また、個別訪問支援を行った際に、事業場から産業医学などの専門的な相談を受けた場合には、産業保健相談員に引き継ぐなど、専門的相談に結びつけること。

オ 実施記録

対応後、様式県2-2「両立支援促進員による相談対応、個別訪問支援等記録票」に記録する。

(3) 相談対応

両立支援に関する事業者、人事労務担当者、産業保健スタッフ等からの相談に加え、がん等の患者からの両立支援に関する相談に対応するため、産業保健総合支援センターで行う従来からの専門的相談への対応に加え、両立支援（出張）相談窓口を設け、相談に対応する。

なお、相談者は医療機関の患者の関係者に限定するものでない。

ア 産業保健総合支援センターで行う面談及び通信相談

両立支援に関する相談が産業保健総合支援センターに寄せられた場合には、従来と同様、産業保健相談員が対応する。

ただし、相談者が回答を急いでいる場合など、両立支援（出張）相談窓口が対応するほうが相談者のニーズに合致する場合には、当該窓口を紹介して差し支えない。

イ 両立支援（出張）相談窓口で行う相談対応

アに加え、地域のニーズや利用者の利便性等を踏まえ、労災病院等や医療機関等に（出張）相談窓口を設置し、両立支援に係る専門的相談に対応する。

(ア) 対象者

がん等の患者（労働者）、事業者、人事労務担当者、事業場の産業医、保健師等の産業保健スタッフ等

(イ) 対応者

両立支援促進員とする。

(ウ) 対応内容

ガイドライン等を踏まえ、患者（労働者）に係る健康管理、就業上の配慮事項、両立支援を行うための職場環境整備（事業場内の体制づくり、規程・制度の整備等）への配慮等の両立支援に関する相談に対応する。

(エ) 実施方法

労災病院等や医療機関等に、患者（労働者）、事業者等からの相談を面談、電話等により受け付けることができる（出張）相談窓口を設置するとともに、両立支援促進員を配置して相談に対応する。

電話等による予約で面談による相談を行う場合には、事前に相談内容を確認するなどにより、相談者からの相談に効率的・効果的に対応できるよう努めることとする。

治療に関する相談など両立支援に関する相談以外の場合には、適切な外部機関を紹介する。

（オ）実施に当たっての留意点

- a 相談対応の実施に当たっては、原則として事業場の所在地を管轄する産業保健総合支援センター及び両立支援（出張）相談窓口が相談対応に当たることとするが、事業場との調整等が不要の場合には、この限りでないこと。
- b 相談者の利便性を向上するため、産業保健総合支援センター又は両立支援（出張）相談窓口で受け付けた相談を、内容に応じて両立支援（出張）相談窓口又は産業保健総合支援センターに対応を依頼するなど相互に連携して対応すること。
- c 特に、両立支援（出張）相談窓口に寄せられた相談のうち、企業内の体制づくりや、休暇制度などの人事労務管理に関する規程・制度の整備等に関する相談などその場で対応が困難な専門的な相談については、両立支援促進員から産業保健総合支援センターの産業保健相談員等に相談内容を照会し、両方で相談内容等を確認した上で、対応すること。
- d 相談対応の過程で、両立支援の制度導入等の希望があった場合には、上記（２）事業場への個別訪問支援等に繋げること。

（カ）実施記録

産業保健総合支援センターにおける相談については、対応後、様式県1「産業保健相談票」に記録する。また、両立支援（出張）相談窓口における相談については、対応後、様式県2-2「両立支援促進員による相談対応、個別訪問支援等記録票」に記録する。

（４）患者（労働者）と事業場との個別調整支援

医療機関の患者（労働者）や事業者からの申出に応じ、必要に応じて医療機関等と連携し、個別の患者（労働者）に係る健康管理について事業場と患者（労働者）の間の仕事と治療の両立に関する調整支援（以下「個別調整支援」という。）を実施する。

また、両立支援（出張）相談窓口を設置した医療機関の患者（労働者）に係る事案については、労災病院等の両立支援チームやその他の医療機関の両立支

援担当と一体となって患者（労働者）に係る治療情報等を共有し、事業場と患者（労働者）の間の個別調整支援に活用する。

ア 対象者

患者（労働者）、事業者

イ 対応者

両立支援促進員とする。

ウ 対応内容

ガイドラインの様式例として示されている労働者の勤務情報等を記載した書面、主治医作成の意見書が相談者から提出された場合に、当該文書に記載された内容に基づいて、事業者が決定する両立支援に係る就業上の措置等に対する助言・アドバイスを実施する。

また、両立支援の具体的な内容及びスケジュール等を取りまとめた計画（両立支援プラン及び職場復職支援プラン）等の策定を支援する。

エ 実施方法

(ア) 両立支援（出張）相談窓口を設置した医療機関の患者（労働者）から個別調整支援の申出があった場合

両立支援（出張）相談窓口で、個別調整支援を受ける意思を確認し、患者（労働者）本人の同意書を提出してもらうとともに受付を行い、個別調整支援を実施する。

(イ) 上記（ア）以外の医療機関の患者（労働者）及び事業者から個別調整支援の申出があった場合

産業保健総合支援センターで、個別調整支援を受ける意思を確認し、患者（労働者）本人の同意書を提出してもらうとともに受付を行い、個別調整支援を実施する。事業者からの申出の場合にも、患者（労働者）本人の同意書は必要であるので、提出された時点で受付を行い、個別調整支援を実施する。

オ 実施に当たっての留意点

(ア) 個別調整支援の実施に当たっては、ガイドラインに示されている両立支援の進め方をもとに、労働者の勤務情報等を記載した書面、主治医作成の意見書等を用いて、患者（労働者）、事業者等の関係者からの説明等を聴き、個々の患者（労働者）本人の症状や業務内容に応じた、より適切な両立支援の実施に配慮すること。そのため、十分な話し合いを通じて患者（労働者）本人の了解が得られるよう努めること。

(イ) 特に、がんの診断が主要因となってメンタルヘルス不調に陥る場合もあるので、個別調整支援の過程で気が付いたときには、本人の同意を得て、主治医等と連携して対応すること。

(ウ) 労働者の勤務情報等を記載した書面、主治医作成の意見書等の情報が両立支援の実施の観点から十分でない場合には、再度、必要な情報の提出を求めるなど必要な情報を収集すること。

なお、主治医作成の意見書等の再提出に当たっては、患者（労働者）本人への十分な理解を促し、同意の上で、必要な情報を収集すること。

(エ) 企業（事業場）に産業医等がない場合においても、両立支援に係る就業上の措置等の決定は事業者が行うべきものであることに留意すること。

(オ) 個別調整支援については、個々の事業者が決定する両立支援に係る就業上の措置等に対する助言・アドバイスや、両立支援の具体的な内容及びスケジュール等を取りまとめた計画（両立支援プラン及び職場復職支援プラン）等の策定を持って一区切りとし、計画の見直しなど、その後のフォローは必要に応じて実施すること。

(カ) 個別調整支援の実施に当たっては、患者（労働者）本人の症状や治療の状況等が記載された主治医作成の意見書等を取り扱うので、第三者への漏えい等個人情報保護に留意すること。

カ 実施記録

対応後、様式県2-2「両立支援促進員による相談対応、個別訪問支援等記録票」に記録する。

(5) 事業場における治療と就労の両立支援に関する情報提供、事例収集

事業者や患者（労働者）等に対し、治療と就労の両立支援に関する情報を提供するとともに、治療と職業生活の両立支援の事例等の収集・蓄積を行う。

また、治療就労両立支援センターが実施している治療就労両立支援モデル事業の成果等（医療機関向けマニュアル等）が取りまとめられ次第、情報提供する。

3 両立支援に係る事業の周知・広報等について

(1) 両立支援に係る事業の周知・広報

両立支援に係る事業の利用促進を図るためには、事業者、患者である労働者等が事業の内容を十分に理解することが重要である。

このため、ガイドラインの周知に併せて、積極的に両立支援に係る事業の周知についても努めること。

なお、両立支援に係る事業の窓口である両立支援（出張）相談窓口及び産業保健総合支援センターについても、その所在地、連絡先等を周知すること。

また、地域窓口である地域産業保健センターにも事業の内容を十分に理解いただき周知の協力を依頼すること。

(2) 都道府県等との連携について

地域における両立支援の普及促進を図るためには、地方自治体等の関係行政機関や都道府県がん拠点病院、労災病院等の医療機関等が両立支援に係る事業にそれぞれにおいて取り組むとともに、連絡会議の設置等両立支援に関する連携体制の構築により、連携を密にし、地域における状況に応じた普及促進のための取組を展開することとする。

なお、当該連絡会議については、各産業保健総合支援センターの実情に応じ、他の各種会議や他の機関が開催する会議の場を活用し、効率的な運営に努めることとする。

(3) 両立支援促進員の資質向上について

両立支援に係る事業の重要性にかんがみ、各産業保健総合支援センターが必要に応じて会議を実施する等により、両立支援促進員に対しては、医療関係の知識のみならず人事労務関係の知識を付与し、その資質向上に努めること。

(4) 活動報告等

(ア) 活動報告

産業保健相談員の相談については様式県 1 改「産業保健相談票」を使用すること。

両立支援促進員の活動報告については様式県 11「活動報告書」を用いることとし、メンタルヘルス対策促進員を両立支援促進員に修正し使用すること。

両立支援（出張）相談窓口においては、様式県 11「活動報告書」及び様式県 2-2「両立支援促進員による相談対応、個別訪問支援等記録票」を翌月 5 日までに産業保健総合支援センターに送付することとする。

(イ) 事業実績

両立支援促進員の活動については、様式県 2-2「両立支援促進員による相談対応、個別訪問支援等記録票」に係る実績については、デジエ 2-

(4) に入力することとする。

○事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施に当たって留意すべき事項について（平成 28 年 8 月 1 日付け事務連絡）

1 年保存

事務連絡
平成 28 年 8 月 1 日

各産業保健総合支援センター副所長 殿

産業保健課長
産業保健業務指導課長

事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施に当たって留意すべき事項について

標記事業の実施については、平成 28 年 8 月 1 日付け労健安発第 919 号「事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施について」（以下「両立支援事業実施通達」という。）をもって指示しているところですが、その具体的な実施に当たっては、下記の事項に留意の上、遺漏なきようお願いいたします。

記

1 事業の具体的な実施に当たっての基本認識と運営について

(1) 基本的な認識と運営

ア 事業場における治療と職業生活の両立支援（以下「両立支援」という。）を促進するため、平成 28 年度については、以下の点を重点課題として積極的に事業の展開を図ることとする。

(ア) 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）（平成 28 年 2 月）」等の周知

(イ) 労災病院等や地方自治体と連携し、両立支援の取組に対する支援（特に、「がん」分野を中心に事業を実施する。）

なお、相談や個別調整支援等については、「がん」分野以外の疾病についても各産業保健総合支援センターの判断において、対応しても差し支えない。

イ 両立支援に係る事業においては、患者である労働者からの相談に加え、事業場に対する支援を行うこととしており、そのため、医療関係の知識に加え、人事労務管理の知識も求められることから、両立支援促進員が業務に慣れるまでの当分の間、事業の内容に応じて、医療関係の知識を有する者と人事労務管理の知識の有する者（産業保健総合支援センターの職員や専門スタッフ等）と一緒に事業を実施するなど、効果的な事業運営に配慮すること。

ウ 両立支援に係る事業の実施に当たっては、原則として事業場が所在する都道府県内の産業保健総合支援センター及び両立支援（出張）相談窓口が支援に当たることとするが、事業場との調整等が不要の場合には、この限りでないこと。

なお、両立支援（出張）相談窓口を設置した医療機関の患者（労働者）から個別調整支援の申出があった場合であって、患者の勤務する事業場が当該相談窓口の所在する都道府県以外の都道府県に所在する場合等、産業保健総合支援センター相互に連携が必要である場合には、両立支援（出張）相談窓口がある産業保健総合支援センターを通じて、事業場が所在する都道府県内の産業保健総合支援センターへ情報を提供し、連携して対応に当たるなど、効果的な事業運営を図ること。

（２）両立支援における産業保健相談員と両立支援促進員の基本的な役割

ア 産業保健相談員

産業保健総合支援センターに寄せられる相談及び両立支援（出張）相談窓口から紹介のあった相談への対応を行うとともに、事業者等に対する啓発セミナー及び産業保健関係者への専門的研修の講師を担当する。

また、両立支援に関する事業運営に関して、必要に応じて専門的見地からの助言を行う。

イ 両立支援促進員

両立支援の普及促進を図るため、両立支援（出張）相談窓口に寄せられる相談への対応、患者（労働者）と事業場との個別調整支援、事業場への個別訪問支援（管理監督者向け両立支援教育を含む。）を行うとともに、事業者等に対する啓発セミナーの講師を担当すること。

よって、基本的に、産業保健総合支援センター以外での事業を中心に実施を担うこと。

２ 事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の流れ

事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業における主な流れは、別添１及び別添２のとおり。

なお、治療就労両立支援センター所長・事務長会議において医療企画部から別添３を用いて事業内容を説明しているので参考とすること。

３ 事業者等に対する啓発セミナー（両立支援事業実施通達２（１）ア関係）

（１）関係行政機関、事業者団体、業界団体等からセミナーの依頼があった場合には、産業保健総合支援センターにおいて受付を行うとともに、日程調整の上、産業保健相談員又は両立支援促進員に講師の依頼を行うこと。

なお、両立支援（出張）相談窓口に依頼があった場合には、産業保健総合支援センターへ依頼するよう丁寧に應對するとともに、産業保健総合支援センターに対し、連絡のあった依頼者から改めて依頼がある旨の連絡を行うこと。

- (2) セミナー教材は、パワーポイント「治療と職業生活の両立支援ガイドラインについて」を標準版とするが、参加者のニーズにあわせ、適宜、「治療就労両立支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）」の事例等を追加して使用することは差し支えない。

4 事業場への個別訪問支援（両立支援事業実施通達2（2）関係）

事業場等から個別訪問支援の依頼が電話、メール等によりあった場合には、産業保健総合支援センターにおいて受付を行うとともに、日程調整の上、両立支援促進員に事業場の訪問支援の依頼を行うこと。

なお、両立支援（出張）相談窓口に依頼があった場合には、産業保健総合支援センターへ依頼するよう丁寧に應對するとともに、産業保健総合支援センターに対し、連絡のあった依頼者から改めて依頼がある旨の連絡を行うこと。

5 相談対応（両立支援事業実施通達2（3）関係）

- (1) がんなどの患者（労働者）からだけでなく、事業者、人事労務担当者、事業場の産業医、保健師等の産業保健スタッフ等からの両立支援に係る相談があった場合には、両立支援（出張）相談窓口及び産業保健総合支援センターにおいて受付を行うこと。

- (2) 直接相談が寄せられた両立支援（出張）相談窓口及び産業保健総合支援センターにおいては、可能な範囲で相談内容を聴き、対応すること。

なお、両立支援に関する相談以外の場合には、適切な外部機関を紹介すること。

- (3) 両立支援（出張）相談窓口に寄せられた相談のうち、企業内の体制づくりや、休暇制度などの人事労務管理に関する規程・制度の整備等に関する相談などその場で対応が困難な専門的な相談については、当分の間、両立支援促進員が相談者から相談内容を聴きとった上で産業保健総合支援センターの産業保健相談員等に相談内容を照会し、産業保健相談員等が直接、相談者に回答すること。

なお、相談内容について治療や健康管理に関する内容等併せて回答した方がよい場合については、産業保健相談員等が相談者への回答内容を両立支援促進員に伝え、両立支援促進員から回答すること。その際、産業保健相談員等からあった助言・アドバイスを含め回答すること。

また、産業保健相談員は、産業保健総合支援センターに常駐している状況ではないので、相談内容に沿った産業保健相談員の対応可能な日時を調整することとする。

さらに、相談対応の中で、両立支援に関する制度導入等の希望があった場合には、事業場への個別訪問支援等に繋げること。

6 患者（労働者）と事業場との個別調整支援（両立支援事業実施通達2（4）関係）

（1）医療機関に設置した両立支援（出張）相談窓口では、当該医療機関の患者（労働者）からの申出に応じ、個別調整支援を実施することとし、産業保健総合支援センターでは、それ以外の患者（労働者）及び事業者からの申出に応じ、個別調整支援を実施することとしていること。

（2）個別調整支援の申出があった場合には、両立支援（出張）相談窓口又は産業保健総合支援センターで、個別調整支援を受ける意思を確認し、患者（労働者）本人の同意書を提出してもらうとともに受付を行うこと。ただし、労災病院及び治療就労両立支援センター（以下「労災病院等」という。）に設置されている両立支援（出張）相談窓口においては、モデル事業において同意書を取ることとしていることから、改めて同意書を提出いただく必要はないので留意すること。

なお、事業者からの申出においては、申出の際に患者（労働者）の同意書の有無を確認し、同意書が無い場合には、事業者に当該同意書を提出するよう依頼すること。

（3）ガイドラインに基づき、労働者の勤務情報等を記載した書面、主治医作成の意見書等の情報を収集するとともに、両立支援に必要な情報を事業者に提供すること。

（4）個別調整の過程で、企業内の体制づくりや、休暇制度などの人事労務管理に関する規程・制度の整備等に関する相談など、その場で対応が困難な専門的な相談があった場合については、両立支援促進員から産業保健総合支援センターの産業保健相談員等に相談内容を照会し、両方で相談内容等を確認した上で、産業保健相談員等が相談者への回答内容を両立支援促進員に伝えること。

（5）両立支援促進員は、（3）及び（4）の情報をもとに、事業者が決定する両立支援に係る就業上の措置等に対する助言・アドバイスを行うとともに、事業者が策定する両立支援の具体的な内容及びスケジュール等を取りまとめた計画（両立支援プラン及び職場復職支援プラン）等にも助言・アドバイスにより支援すること。

また、両立支援（出張）相談窓口を設置した医療機関の患者（労働者）に係る事案については、労災病院等の両立支援チームやその他の医療機関の両立支援担当と一体となって患者（労働者）に係る治療情報等を共有し、事業者と患者の間の個別の調整支援に活用すること。

(6) 個別調整支援の実施開始時期については、個別調整支援を受ける意思を確認するための同意書等の様式等を準備する必要があることから、別途指示する予定であること。

なお、労災病院等に設置されている両立支援（出張）相談窓口においては、平成 26 年度からモデル事業を行っていることから、労災病院等からの患者（労働者）からの相談に応じ、労災病院等と連携し、事業を実施しても問題ないこと。

(7) モデル事業として実施している個別調整支援の実績の計上については、新規及び従前から実施している患者両者について、個別調整支援を実施する毎に様式 県 2-2 「両立支援促進員による相談対応、個別訪問支援等記録票」を作成することにより実績としてカウントすることができること。

○事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業における個別調整支援の実施時期等について（平成 28 年 10 月 28 日付け事務連絡）

1 年保存

事 務 連 絡
平成 28 年 10 月 28 日

各産業保健総合支援センター副所長 殿

産 業 保 健 課 長
産業保健業務指導課長

事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業における個別調整支援の実施時期等について

標記については、平成 28 年 8 月 1 日付け事務連絡「事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施に当たって留意すべき事項について」の記の 6 の（6）にて別途指示することとしていましたが、下記のとおりとしましたので、遺漏なきようお願いいたします。

記

1 同意書について

個別調整支援の申出があった場合には、両立支援（出張）相談窓口又は産業保健総合支援センターで、個別調整支援を受ける意思を確認の上、両立支援（出張）相談窓口で受け付ける場合には別添 1－1「同意書（両立支援（出張）相談窓口版）」を、産業保健総合支援センターで受け付ける場合には別添 1－2「同意書（産業保健総合支援センター相談窓口版）」を用いて個人情報の取扱等について説明した上で、患者（労働者）本人に同意書を提出してもらうこと。代理人による申込みや代理人との個別調整支援はできないので留意すること。

2 両立支援（出張）相談窓口における個別調整支援

- (1) 両立支援（出張）相談窓口をがん拠点病院等の医療機関等に設置し、かつ情報共有等を行う場合には、必要に応じ、当該病院等の長と別添 2「治療と職業生活の両立支援事業実施に係る協定書」を参考に適宜協定等を締結すること。
- (2) 上記（1）実施の際は、別添「両立支援（出張）相談窓口実施要領」を参考に作成し使用すること。

3 「がん」分野以外の疾病についての個別調整支援等について

「がん」分野以外の疾病について相談や個別調整支援等を実施する場合には、各産業保健総合支援センターの判断において対応しても差し支えないこととしているが、様式県2-2「両立支援促進員による相談対応、個別訪問支援等記録票」の大分類4の10「その他」に疾病名を記載すること。

4 実施開始時期

両立支援（出張）相談窓口を設置する医療機関等と協議の上、個別調整支援の実施のための準備が整った産業保健総合支援センターから実施すること。

○関係労災病院等に対する事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施に係る協力依頼等について（平成 28 年 10 月 28 日付け事務連絡）

1 年保存

事 務 連 絡
平成 28 年 10 月 28 日

各産業保健総合支援センター副所長 殿

産 業 保 健 課 長
産業保健業務指導課長

関係労災病院等に対する事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施に係る協力依頼等について

標記事業の実施については、平成 28 年 8 月 1 日付け労健安発第 919 号「事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施について」（以下「実施通知」という。）、同日付事務連絡「事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施に当たって留意すべき事項について」（以下「留意通知」という。）及び同日付事務連絡「事業場における治療と職業生活の両立支援に係る経理処理について」（以下「経理処理通知」という。）をもって指示しているところですが、今般、標記事業の実施内容及び留意事項等を分かりやすくとりまとめて労災病院及び治療就労両立支援センター（以下「労災病院等」という。）に通知するとともに、労災病院等が本事業の実施に当たって果たすべき役割を明確にするため、平成 28 年 10 月 11 日付け労健安発第 1365 号「事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施に係る協力依頼について」（以下「理事長通知」という。）及び同日付け労健安発第 1366 号「事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施に当たっての連携・協力及び留意事項について」（以下「三部長通知」という。）にて別添のとおり関係労災病院長及び同病院事務局長宛て通知しておりますので、下記に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 関係労災病院等（両立支援（出張）相談窓口を設置した労災病院等）への連携・協力の主な内容等

(1) 理事長通知について

これまでの治療就労両立支援モデル事業の経験やノウハウを活かして、標記事業の推進に係る協力を依頼したものであること。

(2) 三部長通知について

ア 三部長通知の記の第1は、事業実施に当たっての連携・協力について基本的な考え方を示すとともに、労災病院等の職員、両立支援の事業の対象となり得る患者（労働者）及び一般国民に対し、具体的に事業実施に係る周知等を行うことや、事業実施に当たって産業保健総合支援センターと労災病院等が情報共有等を図ることを明らかにしたこと。

イ 三部長通知の記の第2は、産業保健総合支援センター宛てに通知している事業実施通知、留意通知及び経理処理通知等を労災病院向けに分かりやすくとりまとめたものであり、文書の整理を行っているもののその内容は何ら変わるものではないこと。

ウ 三部長通知の記第2の5の(3)は、労災病院等では、治療就労両立支援モデル事業で「がん」以外の疾病についても両立支援を実施していることから、産業保健総合支援センターと協議の上、三部長通知の記の第2の3の(1)の患者（労働者）と事業場との個別調整支援を実施しても構わないこととしたこと。

なお、実施した場合の記載方法を明らかにしたこと。

(3) 上記(2)を踏まえた産業保健総合支援センターの実施事項等

上記(2)を踏まえ、事業実施に係る周知等に当たっては、産業保健総合支援センターが看板、チラシ等を作成するなど、必要な支援を行うこと。また、当該周知等に係る必要な経費を支出しても、問題ないこと。

- 2 1以外の両立支援（出張）相談窓口を設置した医療機関との連携・協力について
三部長通知の記の第1については、上記1以外の両立支援（出張）相談窓口を設置した医療機関に対しても依頼すること。

○関係労災病院宛て（参考）

1年保存

労健安発第1365号
平成28年10月11日

関係労災病院長 殿

労働者健康安全機構理事長

事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施
に係る協力依頼について

平素より、当機構の各種業務運営に御尽力賜り感謝申し上げます。

さて、治療と就労の両立や円滑な職場復帰支援の推進等については、当機構の中期目標において取り組むべき事項とされ、「治療就労両立支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）」として、貴院におかれても、患者からの相談対応や患者が所属する事業場への個別調整支援を実施されているところです。

こうした中、本年2月に厚生労働省において「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が策定されたことから、当機構においても、全国の産業保健総合支援センターを中心にその周知に取り組むとともに、事業場や労働者等への支援を実施することとなりました。

モデル事業では、労災病院で治療中の患者・家族と医師・MSW（メディカル・ソーシャル・ワーカー）などの医療側と産業医や人事労務管理者などの事業場側の3者間の情報共有を通して、復職（両立支援）コーディネーターをはじめとする両立支援スタッフが中心となり、患者を介して事業場に対する両立支援のアプローチを行っているところですが、標記事業においては、貴院の復職（両立支援）コーディネーターに両立支援促進員として協力を得ながら、別添1のとおり、産業保健総合支援センターの産業保健相談員等の専門スタッフと連携を図り、これまでのモデル事業に加えて事業者等からの相談対応等を実施していくこととしています。

このように、労災病院と産業保健総合支援センターが連携することにより、事業場における両立支援の意識啓発が進めば、治療と職業生活の両立を実現しやすい職場風土が醸成され、さらには、社会全体の意識高揚にも繋がるものと考えられます。

つきましては、これまでのモデル事業の経験やノウハウを活かしていただき、標記事業の推進について、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、別添2のとおり平成28年8月1日付け労健安発第919号「事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施について」を各都道府県産業保健総合支援センター所長宛て通知していることを申し添えます。

○関係労災病院事務局長宛て（参考）

1年保存

労 健 安 発 第 801 号
平 成 30 年 4 月 2 日

関係労災病院事務局長 殿

医療事業部長
勤労者医療・産業保健部長

事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施に当たっての
連携・協力及び留意事項について

標記事業については、平成 28 年 10 月 11 日付け労健安発第 1366 号「事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施に当たっての連携・協力及び留意事項について」（以下「1366 号通達」という。）により関係労災病院事務局長宛て通知しているところです。

今般、労災病院等と産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）の連携・協力の実情及び平成 30 年度診療報酬改定を鑑み業務整理を行いました。事業場における治療と職業生活の両立支援を更に促進するため、相談窓口の開設によって収集した事業場側の課題や問題点、成功事例、失敗事例について原因を把握することにより、事業場が両立支援を進める上での課題を明らかにし、その結果を事業者に対する啓発セミナー等の産業保健の啓発を行うことを目的として下記のとおり変更し、平成 30 年度から別紙「労災病院等における治療と職業生活の両立支援相談窓口の開設方法等」（以下「別紙」という。）のとおり取り扱うこととしますので、遺漏なき対応をお願いします。

なお、本通達の発出に伴い、1366 号通達を廃止します。

記

1 委嘱手続の廃止

業務委託契約の内容に即し、産業保健総合支援センター長による委嘱手続を廃止し、相談窓口開設日数に対する契約とする。

（別紙 第 2 の 4 （ 3 ） 参照）

2 担当業務の変更

相談窓口の開設日数については、それぞれの労災病院等の事情に応じ週 5 日又は

週1日と変更はないが、担当業務については以下の3点とする。

(別紙 第2の3参照)

- ①事業者、患者（労働者）等からの相談対応
- ②支援事例の収集（事業場の課題等の把握）
- ③産保センターが開催する事業者等に対する啓発セミナーの講師等

3 様式の簡素化

①開設日ごとの活動報告書の提出を1月分（1枚）単位での提出とする。

(別紙 第2の5参照)

②相談対応に関する記録票については事業者、患者（労働者）等からの相談対応の業務についてのみ記録票を作成する形とする。

(別紙 第2の3(1)エ参照)

4 契約書の変更

業務の実施体制、業務内容の変更等に伴い契約書の参考例を一部変更する。

(別紙 第2の4(1)参照)

5 専門職賠償責任保険に係る資料の提出

産業保健活動総合支援事業（いわゆる「産保センター事業」）に携わる（相談窓口の対応）者の業務に関して「専門職賠償責任保険」を契約する必要があることから、相談窓口の対応職員リストを労災病院から産保センターに提出することとする。

(別紙 第2の3(1)エ参照)

6 その他

業務委託契約の内容を見直ししたものであり、MSW（医療ソーシャルワーカー）が果たす仕事・役割（療養中の心理的・社会的問題の解決、調整支援、社会復帰援助等）を妨げるものではないので留意すること。

労災病院等における治療と職業生活の両立支援相談窓口の開設方法等

第1 事業の実施に当たっての連携・協力について

1 基本的な考え方

我が国人口の高齢化と就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加し、治療と職業生活の両立が重要な課題となっている中で、労災病院は勤労者医療における中核的役割を果たす機関として、疾病に罹患した労働者が、治療の過程や退院時において、円滑な就労の継続や職場への復帰が図られることを念頭においた医療の提供や支援が行われるように取り組むことが必要である。

事業場における治療と職業生活の両立支援（以下「両立支援」という。）の実施に当たっては、疾病を抱える労働者の両立支援を行っていく必要があることから、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）（平成28年2月）」の周知をはじめとして、平成28年度以降、本事業については労災病院及び治療就労両立支援センター（以下「労災病院等」という。）と産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）が一体となって効果的に実施している。

2 両立支援相談窓口の担当者及び担当業務

産保センターの両立支援に係る事業では、産保センターにおいて相談対応等を行うほか、関係者の利便性を高めるため、「両立支援相談窓口」を労災病院等及び労災病院等以外の医療機関（がん診療連携拠点病院等）に順次、開設して相談対応等を行うこととしている。

このうち、労災病院等の両立支援相談窓口については、担当者及び担当業務を次のとおりとする。

(1) 担当者

労災病院等の職員のうち当機構が実施する「両立支援コーディネーター養成研修」（基礎研修）を修了した者、同研修の受講予定者、又は同研修修了者と同等以上の知識・経験を有する者が担当する。

(2) 担当業務

- ①事業者、患者（労働者）等からの相談対応
- ②支援事例の収集（事業場の課題等の把握）
- ③産保センターが開催する事業者等に対する啓発セミナーの講師等

3 事業実施に係る周知等

- (1) 本事業の実施に当たっては、がん等に罹患した患者に対する治療の過程で、両立支援に関する様々な不安や要望を把握し、これらに可能な限り応えていくこと

が重要であることから、労災病院等の職員が、両立支援の重要性について共通認識を持ってもらうため、職員全体に対し、院内会議等を活用してガイドラインの周知を図るとともに、本事業の内容、とりわけ両立支援相談窓口等について周知すること。

- (2) 事業の対象となり得る患者（労働者）に対し、両立支援相談窓口において両立支援に関する様々な相談に応じることを周知するため、患者（労働者）の入退院時の案内に産保センターが作成した両立支援相談窓口等に関するチラシや名刺サイズカードを活用するほか、両立支援を希望する患者（労働者）等に対し、医師、看護師等の医療スタッフから両立支援相談窓口の案内・説明のチラシや名刺サイズカードの配布を行うこと。
- (3) 産保センターが作成する看板、ポスター、チラシ、名刺サイズカード等の活用や労災病院等のホームページに両立支援相談窓口について掲載する等により両立支援相談窓口及び事業内容等について、労災病院の患者（労働者）をはじめ一般に広く周知すること。

第2 事業の実施内容等

1 事業の具体的な実施に当たっての基本認識と運営について

(1) 基本的な認識と運営

ア 産保センターは、両立支援を促進するため、以下の点を重点課題として積極的に事業の展開を図ることとしている。

(ア) ガイドライン等の周知

ガイドラインとは、参考資料1のとおり、厚生労働省が平成28年2月にがん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの治療が必要な疾病を抱える労働者に対して、事業場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、事業場における取組をまとめたものである。

なお、このガイドラインは、疾病の種類によらない共通事項と疾病別留意事項から構成されており、疾病別留意事項は順次、追加されている。

(イ) 労災病院等や地方自治体と連携し、両立支援の取組に対する支援

(ウ) 労働者、事業者等からの依頼による、両立支援に関する相談対応及び個別調整支援

イ 平成28年度から実施している両立支援に係る事業においては、患者である労働者からの相談に加え、事業場に対する支援も行うこととしており、そのため、医療関係の知識に加え、人事労務管理の知識も求められることから、事業の内容に応じて、医療関係の知識を有する者（労災病院等の両立支援相談窓口の担当職員）と人事労務管理の知識を有する者（産保センターの職員や専門スタッフ等）が協力又は役割分担するなど、産保センターが効果的な事業運営に配慮することとなっている。

ウ 両立支援に係る事業の実施に当たっては、原則として事業場と同一都道府県

内の産保センター及び労災病院等の両立支援相談窓口が支援に当たることとするが、事業場との調整等が不要の場合には、この限りでないこと。

なお、両立支援相談窓口を設置した労災病院等の患者（労働者）から個別調整支援の申出があった場合であって、患者の勤務する事業場が当該相談窓口と異なる都道府県に所在する場合等、産保センター相互に連携が必要である場合には、まず労災病院等と同一都道府県内の産保センターに連絡すること。

その後、当該産保センターから当該事業場と同一都道府県内の産保センターへ情報を提供し、双方の産保センターが互いに連携して対応に当たるなど、効果的な事業運営を図ることとなっている。

（２）両立支援における産保センターの産業保健相談員と両立支援促進員の基本的な役割

産保センターでは、様々な専門スタッフを委嘱し業務を行っているが、両立支援に関わる専門スタッフは次のとおりである。

また、これらの専門スタッフ（委嘱者）以外にも、産保センターには嘱託職員として「労働衛生専門職」（調整業務等を担当）や「産業保健専門職」（保健師資格を有する専門職であり、平成 30 年度から配置予定）がおり、専門スタッフと連携して業務を行っている。

ア 産業保健相談員

産保センターに寄せられる相談及び両立支援相談窓口から紹介のあった相談への対応を行うとともに、事業者等に対する啓発セミナー及び産業保健関係者への専門的研修の講師を担当する。

また、両立支援に関する事業運営に関して、必要に応じて、関係法令や産業医学等の専門的見地からの助言を行う。

（大学教授、労働衛生コンサルタント等に委嘱）

イ 両立支援促進員

両立支援の普及促進を図るため、両立支援相談窓口に寄せられる相談への対応、患者（労働者）と事業場との個別調整支援、事業場への個別訪問支援（管理監督者向け両立支援教育を含む。）を行うとともに、事業者等に対する啓発セミナーの講師を担当する。

よって、基本的に、産保センター以外での事業を中心に実施を担う。

（社会保険労務士、保健師、産業カウンセラー等に委嘱）

２ 両立支援に係る事業の流れ

両立支援に係る事業内容は、参考資料 2 の両立支援事業実施通達のとおりであるが、その中で、労災病院等に開設する両立支援相談窓口を担当する職員が行う具体的な実施事項等は上記第 1 の 2（２）のとおりである（別添 1 参照）。

また、その具体的な実施に当たっては、下記 3 に留意の上、実施すること。

3 実施内容別の留意事項

(1) 相談対応（参考資料2 両立支援事業実施通達2（3）関係）

ア がんなどの患者（労働者）からだけでなく、事業者、人事労務担当者、事業場の産業医、保健師等の産業保健スタッフ等からの両立支援に係る相談があった場合にも、労災病院等の両立支援相談窓口において、受付を行うこと。

イ 直接相談が寄せられた両立支援相談窓口においては、可能な範囲で相談内容を聴き、対応すること。

なお、両立支援に関する相談以外の場合には、適切な外部機関を紹介することとし、外部機関を紹介した場合も相談対応の実績としてカウントして差し支えないこと。

ウ 労災病院等の両立支援相談窓口に寄せられた相談のうち、企業内の体制づくりや、休暇制度などの人事労務管理に関する規程・制度の整備等に関する相談などその場で対応が困難な専門的な相談については、相談窓口の担当職員が相談者から相談内容を聴き取った上で産保センターの産業保健相談員等に相談内容を照会し、産業保健相談員等が直接、相談者に回答することとなっている。

ただし、相談内容について治療や健康管理に関する内容等を併せて回答した方が良い場合については、産業保健相談員等が相談者への回答内容を相談窓口の担当職員に伝えるので、当該職員から相談者に回答すること。その際、産業保健相談員等からあった助言・アドバイスを含め回答すること。

また、産業保健相談員は、産保センターに常駐している状況ではないので、産保センターにおいて相談内容に沿った産業保健相談員の対応可能な日時を調整することとなっている。

さらに、相談対応の中で、両立支援に関する制度導入等の希望があった場合には、産保センターが事業場の個別訪問支援等に繋げることとし、相談窓口の担当職員から同センターに対し、相談者から改めて依頼がある旨の連絡を行うこと。

なお、労災病院等の相談窓口で受け付けた相談を、産保センターに情報提供して同センターに対応を依頼した場合も、相談窓口の業務実績としてカウントして差し支えないこと。

エ 相談対応を行った場合には、相談窓口の担当職員は別添2の様式労災1号「両立支援相談窓口における相談対応記録票」を作成すること。

なお、様式労災1号の確認欄については、労災病院等において適宜設定すること。

(2) 支援事例の収集（事業場の課題等の把握）

事業場における両立支援を促進するため、労災病院に委託する両立支援相談窓口では、相談対応等を行うだけでなく、相談対応を通して得られた事業場側の課題や問題点等を収集し、産保センターにより行われる啓発セミナーの講義や個別調整支援に反映させる必要があることから、別添2の様式労災1号「両立支援相談窓口

における相談対応記録票」作成時において、2回以上面談し終結した場合又は2回以上面談したが3か月以上連絡がとれない場合については、⑩～⑯項目について必要事項を記載すること。

- (3) 産保センターが開催する事業者等に対する啓発セミナーの講師等（参考資料2 両立支援事業実施通達2（1）ア関係）
- ア 産保センターでは、関係行政機関、事業者団体、業界団体等からの依頼を受けて、又は自ら企画して、事業者等を対象とする両立支援に関する啓発セミナーを開催しているため、産保センターからの依頼により、労災病院等はセミナー講師として協力すること。
- イ 労災病院等と産保センターとで合意が得られる場合には、両者が共催する形で啓発セミナーを開催することも可能であること。
- ウ セミナーの講師は、両立支援相談窓口の担当職員に限定されるものではなく、両立支援に係る業務を行っている労災病院等の医師、看護師等が務めても差し支えない。
- このため、産保センターから講師依頼があった場合には、院内で調整の上、講師を担当する職員の氏名等を産保センターに連絡すること。
- エ セミナー教材は、参加者のニーズに合わせ労災病院等と産保センターで調整して決定することとするが、たとえば、平成28年度に作成したパワーポイント「治療と職業生活の両立支援ガイドラインについて」が参考になること。

4 経理処理について

経理処理については、別添3「労災病院等における両立支援相談窓口に係る経理の流れ」を参考とすることとし、その具体的な処理に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 労災病院とブロック産保センターで別添4を参考に業務委託契約を締結する。
労災病院等の両立支援相談窓口の開設日は、業務委託契約書の契約締結日以降とすること。
- (2) 本部では、「産業保健活動総合支援事業」（いわゆる「産保センター事業」）に携わる者の業務に関して「専門職賠償責任保険」を契約しており、この保険の被保険者とするため、毎年度の業務委託契約締結直後及び年度途中に担当職員に変更があった場合に、労災病院等は別添5の様式労災2号「両立支援相談窓口の対応職員リスト」を作成し、労災病院等と同一都道府県内の産保センターを経由してブロック産保センターに提出すること。
- (3) 労災病院は月末締めで活動実績をとりまとめ、活動実績に基づいた請求書をブロック産保センター宛てに発行し、当該請求書及び活動報告（上記3（1）エに示す別添2の様式労災1号及び下記5に示す別添6の様式労災3号）を翌月5日までに労災病院と同一都道府県内の産保センターを経由してブロック産保セン

ターに提出すること。

なお、両立支援相談窓口の開設時間は1日当たり4時間以上で、業務委託費は16,500円/日であること（複数の担当職員で対応した場合であっても1日当たり16,500円とすること）。

- (4) ブロック産保センターが翌月末に労災病院の指定する口座に請求額を振り込むこととなっている。また、交通費等（土日・祝日に啓発セミナーの講師を行った場合の謝金を含む。）は相談窓口の担当職員や講師を務めた職員の個人口座に振り込むこととなっている。
- (5) 労災病院における収入は「(項) 雑収入 (目) 雑入」とする。消費税区分は、課税対象外とすること。
- (6) 労災病院等で本事業に必要な消耗品等を購入する場合は、労災病院等と同一都道府県内の産保センターで購入等の手続きを行うので、当該産保センターにその旨連絡すること。

5 活動報告

労災病院等は1月ごとに別添6の様式労災3号「両立支援相談窓口の活動報告書」を作成すること。

なお、様式労災3号の確認欄については、労災病院等において適宜設定すること。

第3 連携・協力の特例

両立支援相談窓口に係る労災病院等と産保センターの連携・協力は、原則として上記第1及び第2により行うこととするが、相談窓口を担当する職員の確保が困難な労災病院等にあつては、産保センターが労災病院等以外の医療機関に開設している両立支援相談窓口と同様、産保センターが委嘱する両立支援促進員を定期的に派遣する形で相談窓口を開設する（当該労災病院への業務委託費の支払いはなし）ことを特例として認めるので、個別に本部に協議すること。

<添付内訳>

- 別添1 両立支援事業に係る労災病院等と産業保健総合支援センターとの連携について
- 別添2 様式労災第1号・両立支援相談窓口における相談対応記録票
- 別添3 労災病院等における両立支援窓口に係る経理の流れ
- 別添4 両立支援相談窓口業務に関する契約書（例）
- 別添5 様式労災第2号・両立支援相談窓口の対応職員リスト
- 別添6 様式労災第3号・両立支援相談窓口の活動報告書

○労災病院等と産業保健総合支援センターとの連携・協力及び留意事項（参考）

1年保存

労健安発第802号

平成30年4月1日

各産業保健総合支援センター所長 殿

勤労者医療・産業保健部長

事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施に当たっての
労災病院等と産業保健総合支援センターとの連携・協力及び留意事項について

産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）が行う「事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業」については、平成28年8月1日付け労健安発第919号「事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施について」（以下「919号通達」という。）により各産保センター所長あて通知するとともに、特に労災病院及び治療就労両立支援センター（以下「労災病院等」という。）と産保センターとの連携・協力については、平成28年10月11日付け労健安発第1366号「事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施に当たっての連携・協力及び留意事項について」（以下「1366号通達」という。）により関係労災病院事務局長あて通知し、これに基づき労災病院等に両立支援相談窓口を開設しているところです。

今般、連携・協力の方法を一部見直すこととし、1366号通達を改正しましたので、今後は、別添1の平成30年4月2日付け労健安発第801号「事業場における治療と職業生活の両立支援に係る事業の実施に当たっての連携・協力及び留意事項について」に基づき労災病院等との連携・協力を行っていただくようお願いいたします。

また、1366号通達の改正に伴う様式、運用等の主な変更点は以下のとおり。

1 委嘱手続の廃止

業務委託契約の内容に即し、両立支援促進員（MSW等）に対する委嘱手続を廃止した。

2 担当業務の変更

従来の患者（労働者）と事業場の個別調整支援及び事業場への個別訪問を中止し、支援事例の収集（事業場の課題等の把握）を行うこととした。

3 様式の簡素化

①開設日ごとの活動報告書（別添1）の提出を1月分単位での提出とした。

②相談対応に関する記録票については事業者、患者（労働者）等からの相談対応の業務についてのみ記録票を作成する形とした。

4 記録票

記録票の労災病院用、産保センター用として別々の記録票とした。

労災病院用として両立支援相談窓口における相談対応記録票（様式労災1号）（別添2）を新たに追加し、産保センター用として産業保健専門職・両立支援促進員による相談対応、個別訪問支援等記録票（様式県2-2）（別添3）を改正した。

また、一連の面談・調整が終了した事案（2回以上面談し終了した場合又は2回以上面談したが3か月以上連絡がとれない場合）（以下「終了事案」という。）については、本部産業保健課宛て様式労災1号の写しを提出すること。

なお、産保センターで作成する記録票（様式県2-2）についても、終了事案についてはその写しを本部産業保健課宛て提出すること。

5 契約書

業務内容の整理に伴い、両立支援相談窓口業務に関する契約書の内容を変更したので別添4を参考に業務委託契約を締結すること。

6 専門職賠償責任保険に係る資料の提出

産業保健活動総合支援事業（いわゆる「産保センター事業」）に携わる（相談窓口の対応）者の業務に関して「専門職賠償責任保険」を契約する必要があることから、労災病院から送付された相談窓口の対応職員リスト（別添5）についてはその写しを速やかに本部産業保健課宛て送付すること。

また、契約期間中に職員の変更があった場合についても、その都度産業保健課宛て写しを提出すること。